

別冊資料集 消費生活条例

3. 北関東

茨城県	1
栃木県	32
群馬県	93
埼玉県	104

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

茨城県消費生活条例

自治体

茨城県

見出し

第1編：総規
第1章：組織

第2節：知事の事務部局

例規番号

昭和50年12月26日 茨城県条例第51号

制定日

昭和50年12月26日

統一条例コード

080004-86580003

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月29日

収集日

令和3年7月21日

○茨城県消費生活条例

昭和50年12月26日

茨城県条例第51号

〔茨城県消費者保護条例〕を公布する。

茨城県消費生活条例

(平17条例81・改称)

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 消費者の安全の確保等

第1節 消費者啓発等(第6条・第7条)

第2節 危害の防止(第8条—第9条の2)

第3節 表示、包装等の適正化(第10条—第15条)

第4節 不当取引の防止(第15条の2—第15条の6)

第5節 雜則(第15条の7—第16条)

第3章 消費者苦情の処理等

第1節 消費者苦情の相談(第17条)

第2節 消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停(第17条の2—第17条の7)

第3節 訴訟の援助(第18条・第19条)

第4章 物価の安定等(第20条—第26条)

第5章 資源及びエネルギーの有効利用(第27条・第28条)

第6章 消費生活センターの組織及び運営等(第29条—第33条)

第7章 雜則(第34条・第35条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び消費者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、消費者の安全の確保に関する施策、消費者の苦情の処理に関する施策、生活関連物資の価格及び需給の安定を図るためにの施策、資源及びエネルギーの有効利用に関する施策等を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平17条例81・一部改正)

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(1) 消費者の安全が確保されること。

(2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

(3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。

(4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。

(5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。

(6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平17条例81・追加)

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのつとり消費者政策を推進する責務を有する。

(平17条例81・旧第2条縁下・一部改正)

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 価格及び供給の安定並びに資源の有効利用に努めること。

(6) 県が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平17条例81・追加)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例81・追加)

第4条の3 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(平17条例81・追加)

第4条の4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例81・追加)

(消費者基本計画の策定)

第5条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、茨城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(平17条例81・全改)

第2章 消費者の安全の確保等

(平17条例81・改称)

第1節 消費者啓発等

(平元条例15・節名追加)

(消費者啓発の推進)

第6条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及び役務に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の指導等)

第7条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るため、健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。

2 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。

第2節 危害の防止

(平元条例15・節名追加)

(危害の防止措置)

第8条 事業者は、供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、供給を中止し、回収し、その他危害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(勧告及び公表)

第9条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれのある商品又は役務を供給していると認めたときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・一部改正)

(緊急危害防止措置)

第9条の2 知事は、事業者が供給する商品又は役務がその欠陥により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の住所及び氏名その他必要な事項を公表することができる。

(平17条例81・追加)

第3節 表示、包装等の適正化

(平元条例15・節名追加)

(内容の表示)

第10条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際しその選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し、又は利用できるよう、供給する商品についてはその品名、品質(原材料を含む。)、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を、供給する役務についてはその内容等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(単位価格及び販売価格の表示)

第11条 事業者は、消費者が商品の購入に際し選択の便に供するため、商品ごとに重さ、長さ、面積、体積等の単位当たりの価格及び販売価格を表示するよう努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(包装及び容器の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品について、消費者が内容を誤認することがないよう包装及び容器の適正化に努めなければならない。

2 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないよう包装及び容器の安全性の確保に努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(基準の設定)

第13条 知事は、消費生活の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品又は役務の内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準(以下

「基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

3 知事は、基準を定めたときは、その内容を告示しなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

(平元条例15・平17条例81・一部改正)

(基準適合の義務)

第14条 事業者は、消費者に商品又は役務を供給する場合においては、基準に適合するようにしなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(勧告及び公表)

第15条 知事は、事業者が前条の規定に違反していると認めたときは、当該事業者に対し、基準を遵守するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・一部改正)

第4節 不当取引の防止

(平元条例15・追加)

(不当取引行為の指定)

第15条の2 知事は、消費生活の安定を図るため、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為であつて、消費者に不実のことを告げるもの、消費者を威迫するものその他消費者の利益を害するおそれがあるものを不当取引行為として指定することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による不当取引行為の指定について準用する。

(平元条例15・追加、平17条例81・一部改正)

(不当取引行為の禁止)

第15条の3 事業者は、前条第1項の規定により指定された不当取引行為をしてはならない。

(平元条例15・追加)

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第15条の4 知事は、第15条の2第1項の規定により指定した不当取引行為のうち消費者に不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次条第1項の規定の適用については、当該事業者は不当取引行為をしたものとみなす。

(平17条例81・追加)

(勧告及び公表)

第15条の5 知事は、事業者が第15条の3の規定に違反して不当取引行為をしていると認めたときは、当該事業者に対し、不当取引行為の改善を指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・追加、平17条例81・旧第15条の4繰下・一部改正)

(情報の公開)

第15条の6 知事は、不当取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該不当取引行為の概要その他被害の防止に必要な情報を明らかにすることができる。

(平17条例81・追加)

第5節 雜則

(平元条例15・追加)

(立入調査等)

第15条の7 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、営業所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平元条例15・追加、平17条例81・旧第15条の5繰下・一部改正)

(勧告の事前手続)

第15条の8 知事は、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の5第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見を述べ、及び資料を提出する機会を与えた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

(平元条例15・追加、平17条例81・旧第15条の6繰下・一部改正)

(知事に対する申出)

第15条の9 県民は、この章の規定に違反する事業者の事業活動により消費生活の安定が害されるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(平17条例81・追加)

(試験、検査等の結果の公表)

第16条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めたときは、事業者が消費者に供給する商品又は役務の試験、検査等を行い、その結果を展示その他の方法により公表することができる。

(平元条例15・平17条例81・一部改正)

第3章 消費者苦情の処理等

(平7条例32・章名追加)

第1節 消費者苦情の相談

(平7条例32・節名追加)

(苦情相談の処理)

第17条 知事は、消費者からの消費生活に関する苦情(以下「消費者苦情」という。)について、苦情相談の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めたときは、当該消費者苦情に係る事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めたときは、消費者苦情に関する情報を速やかに消費者及び事業者に提供するものとする。

4 知事は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために、必要な体制の整備に努めるものとする。

(平元条例15・平7条例32・一部改正)

第2節 消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停

(平7条例32・追加)

(あつせん及び調停の申請)

第17条の2 消費者苦情に係る紛争について、当事者は、知事に対し、審議会によるあつせん又は調停に付することを申請することができる。

(平7条例32・追加、平20条例2・一部改正)

(審議会への付託)

第17条の3 知事は、前条の申請に係る事案について、審議会によるあつせん又は調停による事案の解決が適切であると認めるときは、直ちに、審議会にこれを付託するものとする。

(平7条例32・追加、平20条例2・一部改正)

(当事者の出席要求)

第17条の4 審議会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(平7条例32・追加, 平20条例2・一部改正)

(知事に対する報告)

第17条の5 審議会は、付託事案の処理が終了したときは、速やかに、その結果を知事に報告しなければならない。

(平7条例32・追加, 平20条例2・一部改正)

(処理事案の公表)

第17条の6 知事は、定期に、審議会において処理した事案の概要等を公表し、県民の消費生活の安定及び向上に資するものとする。

(平7条例32・追加, 平20条例2・一部改正)

(あつせん及び調停の実施手続)

第17条の7 この節に定めるもののほか、審議会における消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(平7条例32・追加, 平20条例2・一部改正)

第3節 訴訟の援助

(平7条例32・節名追加)

(訴訟の援助)

第18条 知事は、前節の規定による審議会のあつせん又は調停によつては解決されなかつた事案について消費者が事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。)のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、当該訴訟を提起する者に対し、審議会の意見を聴き、規則の定めるところにより、これを要する費用の貸付け又は当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 同一の被害が多数発生し、又はそのおそれがある被害であること。

(2) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害であること。

(平7条例32・平10条例3・平20条例2・一部改正)

(貸付金の返還等)

第19条 前条の規定による訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、速やかに貸付金を知事に返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第4章 物価の安定等

(平7条例32・旧第3章繰下)

(事業者との連絡協議)

第20条 知事は、生活関連物資の供給及び物価の安定を図るため、事業者又は事業者団体と連絡協議を行い、その協力を求めるよう努めるものとする。

(平17条例81・一部改正)

(情報の収集及び公開)

第21条 知事は、常に生活関連物資の流通の円滑化を図るものとし、特に、生活関連物資が不足し、若しくは価格が高騰し、又はそれらのおそれがあると認められるときは、当該生活関連物資の価格の動向及び需給等に関する情報を収集し、及び当該生活

関連物資についての生産、流通等の事業活動を調査し、並びにその結果を明らかにするものとする。

(調査)

第22条 知事は、事業者が、知事の指定する生活関連物資(以下「指定物資」という。)について、円滑な流通を著しく妨げ、又は著しく不当な価格で販売する行為(以下「不適正な事業行為」という。)を行つておそれがあると認められるときは、速やかにその実態を調査するものとする。

(立入調査等)

第23条 知事は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、事業者に対し関係資料の提出又は事務所、営業所その他の事業場への立入調査について協力を求めるものとする。

(平17条例81・一部改正)

(書面による協力要請)

第24条 知事は、前条の規定により資料の提出又は立入調査につき協力を求められた事業者がその協力を拒んだときは、当該事業者に対し、資料の提出又は立入調査を必要とする理由を付して、書面により更に資料の提出又は立入調査について協力を求めるものとする。

(調査の経過等)

第25条 知事は、必要があると認めるときは、前3条の規定による調査の経過及び指定物資の流通経路、数量、価格等を明らかにすることができます。

(勧告及び公表)

第26条 知事は、事業者が不適正な事業行為を行つておると認めたときは、当該事業者に対し不適正な事業行為を是正するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

第5章 資源及びエネルギーの有効利用

(平7条例32・旧第4章繰下)

(資源及びエネルギーの有効利用)

第27条 知事は、健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関し知識を普及させるとともに、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第28条 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 消費生活センターの組織及び運営等

(平28条例17・追加)

(名称及び住所等の公示)

第29条 知事は、消費生活センター(消費者安全法(平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。)第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 名称及び住所

(2) 法第8条第1項第2号イ及びロの事務を行う日及び時間

2 知事は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく公示するものとする。

(平28条例17・追加)

(消費生活センター長及び職員)

第30条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(平28条例17・追加)

(消費生活相談員)

第31条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

2 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行つた結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例17・追加)

(職員に対する研修)

第32条 消費生活センターは、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(平28条例17・追加)

(情報の安全管理)

第33条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例17・追加)

第7章 雜則

(平7条例32・旧第5章繰下、平28条例17・旧第6章繰下)

(国の行政機関の長等との協力)

第34条 知事は、この条例の施行に関し国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

(平28条例17・旧第29条繰下)

(規則への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例81・旧第31条繰上、平28条例17・旧第30条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年2月1日から施行する。

(茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例の廃止)

2 茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例(昭和49年茨城県条例第25号)は、廃止する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

3 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

付 則(平成元年条例第15号)

1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県消費者保護条例第13条第1項の規定により定められた基準は、この条例による改正後の茨城県消費者保護条例第13条第1項の規定により定められた基準とみなす。

付 則(平成7年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

(茨城県行政手続条例の一部改正)

3 茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

付 則(平成10年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

(茨城県行政組織条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県消費者保護審議会は、同項の規定による改正後の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県消費生活審議会となるものとする。

付 則(平成20年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

水戸市消費生活条例

自治体

茨城県 水戸市

見出し

第10編：民生

第5章：市民生活

第6節：消費生活

例規番号

平成26年3月26日 条例第2号

制定日

平成26年3月26日

統一条例コード

082015-07891119

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月15日

収集日

令和3年7月18日

○水戸市消費生活条例

平成26年3月26日

水戸市条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 消費者への支援等(第9条—第16条)

第2章 消費者への支援等(第9条—第15条)

第2章の2 消費生活センター(第16条—第16条の3)

第3章 消費者教育(第17条—第19条)

第4章 表示等の適正化(第20条—第24条)

第5章 危害の防止(第25条—第27条)

第6章 不当取引の防止(第28条—第32条)

第7章 消費生活審議会(第33条—第40条)

第8章 雜則(第41条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項その他必要な事項を定めるこにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な消費生活を営むことができる環境が確保される中で、次の各号に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重し、消費者市民社会(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。)第2条第2項に規定する消費者市民社会をいう。以下同じ。)の実現に向けて、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならぬ。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
 - (2) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)について適正な表示等が行われることにより、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費者に対し、必要な情報が適切に提供されること。
 - (4) 消費者に対し、消費者教育(消費者教育推進法第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。)の機会が提供されること。
 - (5) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - (6) 消費者被害の発生が未然に防止され、消費者被害から適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、事業者による不適正な取引行為による消費者被害を防止するため、高齢者その他の取引上特に不利な立場に置かれやすい者に配慮して行わなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会及び国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関と相互に連携及び協力をして、消費者施策を推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の基本理念に鑑み、その供給する商品等及び事業活動について、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 環境の保全に配慮すること。
- (6) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等の質の向上、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成等により消費者の信頼を確保するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の事業者が消費者の信頼を確保するための活動の支援に努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めなければならない。

(消費者の責務)

第6条 消費者は、自ら進んで、消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の責務)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者教育の推進のための活動、消費者被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

(相互協力)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携及び協力をして、消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

第2章 消費者への支援等

(情報の収集及び提供)

第9条 市長は、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(消費者の特性への配慮等)

第10条 市長は、年齢その他の特性により特に配慮が必要な消費者に対する支援を行うときは、当該消費者が日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し協力を求める等によりその特性に応じた支援を行うものとする。

(安定供給の確保)

第11条 市長は、日常生活に必要な商品等が不足し、又はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めるとき(以下この条において「日常生活に必要な商品等の不足時等」という。)は、当該商品等を供給する事業者又は事業者団体に対し、当該商品等が消費者に安定して供給されるために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 市長は、関係機関と連携及び協力をして日常生活に必要な商品等が消費者に安定して供給されるよう努めなければならない。

3 事業者は、日常生活に必要な商品等の不足時等において、日常生活に必要な商品等の安定した供給を確保するため、自ら進んで適正な取引行為の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 消費者は、日常生活に必要な商品等の不足時等において、自ら消費生活の安定及び向上を妨げることのないよう、必要な情報を収集し、冷静かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(消費者団体の支援)

第12条 市長は、消費者の利益の擁護及び増進を図るために消費者団体が自主的に行う調査、研究学習等の活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(消費者の意見等の反映)

第13条 市長は、消費生活に関する消費者の意見、要望等を市が実施する消費者施策に反映するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第14条 市長は、消費者からの事業者に対する苦情の申出があったときは、相談に応じるとともに、速やかに当該苦情を解決するため、助言、あっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、苦情の処理を行うに当たっては、関係機関との連携に努めるものとする。

(専門的な人材の確保等)

第15条 市長は、苦情を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、専門的知識及び経験を有する相談員の確保、相談員の資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費生活センター)

第16条 市長は、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図るため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定に基づき、水戸市消費生活センター(以下この条において「消費生活センター」という。)を設置する。

2 消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 消費者安全法第8条第2項各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、消費生活に関し市長が必要と認める業務

3 消費生活センターの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第2章の2 消費生活センター

(平28条例13・追加)

(設置)

第16条 市長は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を行うため、水戸市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

(1) 消費者安全法第8条第2項各号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図るために市長が必要と認める事務

(平28条例13・追加)

(消費生活センター長等)

第16条の2 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費者安全法第10条第2項第1号の消費生活相談員を置く。

2 前項の消費生活相談員は、消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされる者を含む。)でなければならない。

(平28条例13・追加)

(取得した情報の安全管理)

第16条の3 市長は、第16条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例13・追加)

第3章 消費者教育

(消費者教育の推進)

第17条 市長は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援するため、消費者教育を推進するものとする。

2 市長は、消費者教育が幼児期から高齢期までの各段階及び学校、地域その他の様々な場において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第18条 市長は、消費者教育に携わる人材の育成、消費者教育に使用される教材等の充実に努めるものとする。

(消費者教育推進計画)

第19条 市長は、消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者教育の推進に関する計画(以下「消費者教育推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、消費者教育推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第33条に規定する水戸市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、消費者教育推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、消費者教育推進計画の変更について準用する。

第4章 表示等の適正化

(表示の適正化)

第20条 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が当該商品等の購入又は利用に際してその選択を誤ることなく容易に識別でき、適正に使用し、又は利用できるよう、商品等の品質、機能、価格、量目等について適正な表示に努めなければならない。

(計量の適正化)

第21条 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量に努めなければならない。

(包装等の適正化)

第22条 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が内容を誤認することができないよう適正な包装及び容器の使用に努めなければならない。

2 事業者は、消費者に危害を及ぼすことがないよう包装及び容器の安全性の確保に努めなければならない。

(広告等の適正化)

第23条 事業者は、その商品等について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれがある広告又は宣伝をしないよう努めなければならない。

(約款の適正化)

第24条 事業者は、商品等の供給に当たり約款を作成するときは、当該約款が不当に消費者に不利益を与え、又は消費者の権利を制限する内容とならないよう努めなければならない。

第5章 危害の防止

(欠陥商品等の供給の禁止)

第25条 事業者は、消費者安全法第2条第4項に規定する消費安全性を欠いた商品等(以下「欠陥商品等」という。)を消費者に供給してはならない。

(欠陥商品等に関する事業者の措置)

第26条 事業者は、その供給する商品等が欠陥商品等であると認めたときは、直ちに当該商品等について、その旨の公表、回収、改善その他の必要な措置を講じなければならない。

(欠陥商品等に関する公表)

第27条 市長は、欠陥商品等が消費者の生命、身体又は財産について重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合において、当該欠陥が明白であり、かつ、危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に基づく措置が速やかに講じられる場合を除き、当該欠陥商品等の名称、これを供給する事業者の名称及び所在地その他必要な事項を公表することができる。

第6章 不当取引の防止

(不当取引行為の指定)

第28条 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為であって、商品等について消費者に不実のことを告げるもの、消費者を威迫するものその他消費者の利益を不当に害するおそれがあるものを不当取引行為として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ第33条に規定する水戸市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その内容を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、不当取引行為の指定の変更又は取消しについて準用する。

(指定不当取引行為の禁止)

第29条 事業者は、前条第1項の規定により不当取引行為として指定された行為(以下「指定不当取引行為」という。)をしてはならない。

(資料の提出)

第30条 市長は、消費者と事業者との間で行われた取引における指定不当取引行為の有無について判断するため必要があると認めるときは、事業者又は消費者に対し、当該取引に関する資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた事業者が、正当な理由がなく当該資料を提出しないときは、当該事業者が指定不当取引行為を行ったものとみなす。

(指導及び勧告)

第31条 市長は、指定不当取引行為を行った事業者に対し、当該指定不当取引行為の改善その他必要な事項について指導し、又はあらかじめ第33条に規定する水戸市消費生活審議会の意見を聴いて勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、法令等に基づく措置が速やかに講じられる場合を除き、あらかじ

め次条に規定する水戸市消費生活審議会の意見を聴いて当該事業者の名称，所在地，指定不当取引行為の内容その他必要な事項を公表することができる。

第7章 消費生活審議会

(設置)

第33条 市民の消費生活の安定及び向上を確保するため，水戸市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第34条 審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査し，又は審議する。

- (1) 消費者教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 第28条の規定による指定に関すること。
- (3) 第31条の規定による勧告に関すること。
- (4) 第32条の規定による公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市民の消費生活の安定及び向上に関すること。

(組織等)

第35条 審議会は，消費者団体，事業者団体その他の関係団体の役職員及び学識経験者のうちから，市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は，審議会の会務を総理する。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

2 審議会は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(専門部会)

第37条 市長は，特別な事項を調査するため，専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は，第35条第1項に規定する委員のうちから，会長が指名する。

3 部会に，部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は，部会の委員の互選により選出し，部会の運営については，前条の規定を準用する。

5 部会において調査を行った場合は，当該調査の結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第38条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密を守る義務)

第39条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

第8章 雜則

第41条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成**26**年**4**月**1**日から施行する。ただし、第**5**章及び第**6**章の規定は、同年**7**月**1**日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成**27**年**4**月**1**日から施行する。

付 則(平成28年3月29日条例第13号)

この条例は、平成**28**年**4**月**1**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

土浦市消費者安全条例

自治体

茨城県 土浦市

見出し

第8編：市民生活
第5章：生活安全

例規番号

平成27年12月16日 条例第45号

制定日

平成27年12月16日

統一条例コード

082031-17286118

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月31日

収集日

令和3年7月18日

○土浦市消費者安全条例

平成27年12月16日条例第45号

土浦市消費者安全条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費生活相談等の実施、消費生活センターの設置及び消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識、技術又は経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。

3 市は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、市民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

第4条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることに鑑み、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活に関わる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

3 事業者は、その供給する商品等の質の向上、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成等により消費者の信頼を確保するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めなければならない。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、自立することを目指し、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ること等により、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行なわれる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、市、事業者、消費者及び消費者団体は、相互に連携及び協力をして、消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

(消費生活相談等の実施)

第8条 市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号の規定に基づき、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 都道府県及び他市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務に関する事務。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務に関する事務。

(専門的な人材の確保等)

第9条 市長は、苦情を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、専門的知識及び経験を有する相談員の確保、相談員の資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者教育の推進)

第10条 市長は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援するため、消費者教育を推進するものとする。

2 市長は、消費者教育が児童期から高齢期までの各段階及び学校、地域その他の様々な場において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市長は、消費者教育に携わる人材の育成、消費者教育に使用される教材等の充実に努めるものとする。

(消費者教育推進計画)

第12条 市長は、消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者教育の推進に関する計画（以下「消費者教育推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、消費者教育推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。当該計画の変更したときも、同様とする。

(消費者教育推進地域協議会)

第13条 市長は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項の規定に基づき消費者教育を推進するため、土浦市消費者教育推進地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、消費者団体、事業者団体、教育関係者その他の関係機関等のうちから、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

3 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

(2) 消費者教育推進計画の策定又は変更に関して意見を述べること。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

追加〔平成31年条例1号〕

改正注記 条沿革

(設置)

第14条 市長は、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図るため、法第10条の2第1項の規定に基づき、土浦市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

2 消費生活センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 第8条各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、消費生活に関し、市長が必要と認める業務

3 消費生活センターの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成31年条例1号〕

改正注記 条沿革

(消費生活センター長及び職員)

第15条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

一部改正〔平成31年条例1号〕

改正注記 条沿革

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第16条 消費生活センターには、法第**10**条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成**26**年法律第**71**号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）その他市長が特に必要と認める者を消費生活相談員として置く。

一部改正〔平成**31**年条例1号〕

改正注記 条沿革

（消費生活相談員の人材及び待遇の確保）

第17条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成**31**年条例1号〕

改正注記 条沿革

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第18条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて第8条各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

一部改正〔平成**31**年条例1号〕

改正注記 条沿革

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第19条 消費生活センターは、第8条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成**31**年条例1号〕

改正注記 条沿革

（補則）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

一部改正〔平成**31**年条例1号〕

改正注記

付 則

この条例は、平成**28**年4月1日から施行する。

付 則（平成**31**年3月**28**日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成**31**年4月1日から施行する。

（最初に選任される委員の任期）

2 この条例による改正後の土浦市消費者安全条例第**13**条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成**33**年3月**31**日までとする。

（土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

日立市民の消費生活を守る条例

自治体

茨城県 日立市

見出し

第8編：市民生活

第3章：交通安全・消費生活・青少年

例規番号

昭和50年4月1日 条例第1号

制定日

昭和50年4月1日

統一条例コード

082023-15396894

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月1日

収集日

令和3年7月18日

○日立市民の消費生活を守る条例

昭和50年4月1日

条例第1号

最近の産業経済機構の変化は、極めて激しく、これが私たちの生活に与える影響もまた大なるものがある。

特に、日常生活に欠くことのできない生活物資は、安全確実なものが、隨時、適正な価格で安定供給されることが必要であるが、これらの流通や価格は、多様な要因で敏感に変動し、しかも、機構が広範かつ巨大なものであるだけに、その回転に異常が生じたときの、市民生活への影響の度合いは、測り知れないものがある。

経済活動は、本来市の行政能力以外の要因で左右される独自の道をもつものであり、その根本的改善は、国の施策及び事業者の努力にまつべきものであることは明らかである。同時にまた、これによる被害者が即市民であることを考えるとき、市としても最大限の対策を講ずべきことも当然である。

ここに、市民の生活を守るため、消費者の保護、救済及び生活物資の円滑な流通と供給を期し、関係業界はもとより、市民ひとりひとりの参加によって、社会的公正と共存共栄の実をあげるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日立市民の消費生活を守り、利益の増進をはかるため、市民、事業者及び市長の果すべき努めを明らかにするとともに、消費者の保護、生活物資の円滑な流通と供給など、必要な事項を定め、市民の参加と協力によって、社会的公正と消費生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 商品等の生産、輸送、保管、販売その他の事業活動を営む者をいう。
- (2) 商品等 事業者が、消費者に提供する商品又は役務をいう。
- (3) 危険商品等 消費者の生命、身体又は生活環境に危害又は不利益を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等をいう。

(市民の努め)

第3条 市民は、自らすすんで、消費生活に必要な知識を深めるとともに、相互の連携によって生活の合理化及び消費者運動の発展に積極的に努める。

(事業者の努め)

第4条 事業者は、商品等について、常に危害の防止、価格、品質、表示又は計量等の適正化及び公正な競争に努めるとともに、市長が行う施策に協力する。

(市長の努め)

第5条 市長は、市民の健康で安全な生活を守るため、消費者の権利の保護及び増進に必要な施策を策定し実施する。

第2章 消費者の保護

(危険商品等の禁止)

第6条 事業者は、危険商品等を提供してはならない。

2 事業者は、その提供したものが危険商品等であることが明らかになったときは、直ちに、その危険商品等を発表し、回収又は製造加工方法を改善する等、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確認)

第7条 市長は、商品等の安全を確認するため必要と認めるときは、事業者に対し、安全性の根拠となるべき資料の提出を求め、又は商品等について必要な検査を行う等、その実態を調査する。

2 市長は、必要に応じ前項に定める調査の結果を公表する。

(商品等の表示)

第8条 事業者は、商品等の提供において、消費者に誤解を生じさせるおそれのある表示、包装、広告若しくは宣伝をし、又は消費を不当かつ過度に刺激する取引方法を行ってはならない。

2 事業者は、消費者が商品等を正しく理解し、その購入又は使用に際し選択を誤ることのないよう品質、製造年月日、単位価格その他商品等の内容及び取引方法に関し、必要な事項を適正に表示しなければならない。

(計量)

第9条 事業者は、商品等の提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(指導、勧告及び公表)

第10条 市長は、第6条、第8条又は前条の規定に違反して商品等を提供しているものに対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、その事業者の氏名又は名称、商品名その他必要な事項を公表することができる。

第3章 苦情の処理及び被害の救済

(苦情の処理)

第11条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情について、必要な体制の整備に努め、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつ旋、調停等に努めるとともに、必要に応じてその経緯、結果等を公表する。

(消費者訴訟の援助)

第12条 市長は、消費者が事業者を相手にして行う訴訟(以下「消費者訴訟」という。)について、次の各号に掲げる要件に該当するときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 多数の消費者が消費生活上同一の被害を被っていること。

(2) 消費者が自ら事業者を相手に訴訟を提起することが困難なこと。

(3) 市長が定める苦情処理機関のあつ旋、調停を終っていること。

2 前項に定める消費者訴訟に要する費用の貸付金は、無利息とし、貸付期間は、市長が定める。

3 貸付けを受けた者が、当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき、その他市長が償還させることが適当ないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第4章 生活物資の確保及び不当な事業活動の排除

(実態のは握と周知)

第13条 市長は、常に生活物資の流通と供給の実態をは握し、これを適時適切に市民に明らかにするよう努める。

(市民の協力)

第14条 市民は、日常生活において、生活物資の買い急ぎその他流通をみだすような行為をしてはならない。

2 市民は、事業者に買占め又は売惜しみの事実があると認めるときは、必要に応じて市長に通報する。

(事業者の協力)

第15条 事業者は、常に商行為上の良識に徹して、生活物資の円滑な流通と供給を図り、いやしくも買占め又は売惜しみによって、市民生活の安定を阻害してはならない。

2 事業者は、経済の異常な事態が生じたときは、自らその改善及び正常化に努め、市長が行う施策に協力する。

3 事業者は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令で指定された生活物資を提供する場合の標準価格又は指導価格を遵守しているときでも、これを理由として、その価格以下で提供するための努力を怠らないものとする。

(関係資料の提出等)

第16条 市長は、事業者に買占め又は売惜しみの事実があると認めたときは、その事業者に対し、関係資料の提出又は事情聴取をすることについて協力を求めることができる。

2 市長は、前項に定める関係資料の提出又は事情聴取の結果、適正でない行為が行われたと認めるときは、その事業者に対し、これを是正するよう指導又は勧告することができる。

3 市長は、事業者が第1項に定める関係資料の提出又は事情聴取について協力を拒んだときは、これを関係機関に通報する。

(不足に対する緊急措置)

第17条 市長は、生活物資の著しい不足により、市民が困窮していると認めたときは、臨機かつ効果的に必要物資を緊急配分するよう努める。

(倉庫等の公開)

第18条 事業者は、経済の異常な事態が生じたときは、市長の求めに応じ、生活物資の流通の実態を明らかにし、又は倉庫等を公開する。

(販売価格の公表)

第19条 市長は、市民及び事業者の適正な判断に資するため、必要と認めるときは、生活物資の販売価格を公表することができる。

第5章 消費者行政の推進

(消費者保護協定)

第20条 市長は、消費者の保護及び事業者の事業活動の健全化をはかるため、事業者又は事業者団体との間に協定を締結することができる。

2 市長は、前項に定める協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表する。

(消費生活モニター)

第21条 市長は、消費生活に関する情報の収集及び意見の反映のため、消費生活モニターを置くことができる。

(消費者運動の助長)

第22条 市長は、市民の生活を守るために、常に消費者教育に努めるとともに消費者組織及びその運動を育成助長する。

第6章 その他

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

栃木県消費生活条例

自治体

栃木県

見出し

第2編：県民生活
第9章：生活文化

例規番号

昭和51年3月27日 栃木県条例第3号

制定日

昭和51年3月27日

統一条例コード

090000-83993099

分類

条例

例規集更新日

令和3年2月1日

収集日

令和3年7月20日

○栃木県消費生活条例
昭和五十一年三月二十七日
栃木県条例第三号
〔栃木県消費者保護条例〕をここに公布する。
栃木県消費生活条例
(平一四条例六八・改称)
目次
第一章 総則(第一条—第五条の二)
第一章の二 基本計画(第五条の三)
第二章 消費者の保護及び支援に関する施策

第一節 危害の防止、表示の適正化等(第六条—第十条)
第二節 取引の適正化(第十一条—第十二条の四)
第三節 消費者教育等の推進(第十二条)
第四節 被害の救済(第十三条—第十五条)
第三章 生活関連物資等に関する施策(第十六条—第二十一条)
第三章の二 環境への配慮(第二十二条の二)
第三章の三 消費生活センターの組織及び運営等(第二十二条の三—第二十二条の七)
第四章 雜則(第二十二条の八—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、もつて県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平二五条例七四・全改)

(基本理念)

第一条の二 消費者の利益の擁護及び増進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一 消費者の安全が確保される権利

二 商品又はサービス(以下「商品等」という。)について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

三 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供される権利

四 消費者の意見が消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に反映される権利

五 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が 配慮されなければならない。

3 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進に当たつては、高度情報通信社会の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

(平二五条例七四・全改)

(県の責務)

第二条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たつては、消費者及び消費者団体の消費生活に関する意見を反映させるように努めなければならない。

(平一四条例六八・平二五条例七四・一部改正)

(県と市町村との協力)

第三条 県及び市町村は、それぞれが実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策について、相互に協力するものとする。

(平一四条例六八・全改、平二五条例七四・一部改正)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、基本理念にのつとり、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。)の推進のための自主的な活動に努めること。

六 県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等の取引に関して知り得た消費者に係る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

3 事業者は、常に、その供給する商品等について、品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するように 努めなければならない。

(平一四条例六八・平二五条例七四・一部改正)

(事業者団体の責務)

第四条の二 事業者団体は、基本理念にのつとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

3 事業者団体は、県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平二五条例七四・追加)

(消費者の役割)

第五条 消費者は、自ら進んで、その消費生活について、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に關し、知的財産権等の適正な保護に配慮するように努めなければならない。

(平二五条例七四・全改)

(消費者団体の役割)

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を確保するための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するように努めるものとする。

(平二五条例七四・追加)

第一章の二 基本計画

(平二五条例七四・追加)

第五条の三 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的方向

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県消費生活安定対策審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平二五条例七四・追加)

第二章 消費者の保護及び支援に関する施策

(平一四条例六八・改称)

第一節 危害の防止、表示の適正化等

(平一四条例六八・節名追加)

(危害の防止)

第六条 知事は、消費者への危害を防止するため必要があると認めるときは、事業者の供給する商品等の製造、販売、使用等に関し、試験、検査又は調査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による試験、検査又は調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による試験、検査又は調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

(平一四条例六八・追加、平二五条例七四・一部改正)

第六条の二 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給していると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止その他危害を防止するための必要な措置を勧告することができる。この場合において、知事は、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該商品等の品名、これ

を供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を県民に周知させなければなければならない。

2 知事は、前項後段の規定により周知措置をとつたときは、当該事業者が当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果を県民に周知させなければならない。

(平一四条例六八・旧第六条繰下・一部改正)

(重大緊急危害の情報提供)

第六条の三 知事は、事業者が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給している場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品等の品名、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を県民に周知させなければならない。

(平二五条例七四・追加)

(表示の適正化等)

第七条 事業者は、消費者が商品等を購入しようとする場合において容易に選択ができる、かつ、適正に使用又は利用ができるようにするため、その供給する商品等の品質、量目、価格等必要な事項を正しく表示するとともに、その包装等の適正化を図るように努めなければならない。

(自主基準の設定)

第八条 事業者は、その供給する商品等について、危害の防止、表示の適正化等を図るために必要があると認めるときは、商品等の規格、表示の基準その他必要な基準を定めるように努めなければならない。

2 事業者は、消費者に商品等を供給する場合においては、前項の規定により定められた基準に適合するように努めなければならない。

3 事業者は、第一項の規定により基準を定めたときは、知事にその内容を届け出なければならない。

(県の基準の設定)

第九条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害の防止、表示の適正化等を図るために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、当該商品等について、規則で、商品等の規格、表示の基準その他必要な基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定める場合には、審議会の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(平一四条例六八・平二五条例七四・一部改正)

(基準適合義務)

第十条 事業者は、消費者に商品等を供給する場合においては、前条第一項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その改善を勧告することができる。

第二節 取引の適正化

(平一四条例六八・節名追加)

(不適正な取引行為の指定)

第十一条 知事は、消費者の保護を図るため、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、消費者に不当に不利益を与えるおそれのある行為を、規則で、不適正な取引行為として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により不適正な取引行為を指定する場合には、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(平一四条例六八・全改)

(不適正な取引行為の禁止)

第十一条の二 事業者は、消費者と商品等の取引を行うに当たつては、前条第一項の規定により指定された不適正な取引行為(以下「不適正な取引行為」という。)を行つてはならない。

(平一四条例六八・追加、平二五条例七四・一部改正)

(不適正な取引行為に関する調査等)

第十一条の三 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為についてその正当性を明らかにするように求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

(平二五条例七四・追加)

(改善勧告)

第十一条の四 知事は、事業者が第十一条の二の規定に違反して不適正な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の改善を勧告することができる。

(平一四条例六八・追加、平二五条例七四・旧第十一条の三繰下・一部改正)

第三節 消費者教育等の推進

(平一四条例六八・節名追加)

第十二条 県は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

2 知事は、消費者が商品等の選択を誤ることがないようにするために、必要に応じて、商品等の試験、検査又は調査を行うとともに、その結果を展示その他の方法により県民に周知させるように努めなければならない。

3 県は、消費者の健全かつ自主的な組織活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平一四条例六八・全改、平二五条例七四・一部改正)

第四節 被害の救済

(平一四条例六八・節名追加)

(消費者苦情の処理)

第十三条 知事は、消費者から、事業者と当該消費者との間の商品等の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を適切に処理するために必要な措置をとるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出若しくは提示を求めることができる。

3 知事は、消費者苦情の申出があつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に関する情報を県民に周知させるものとする。

4 知事は、市町村から、高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする消費者苦情の処理について協力の要請を受けたときは、当該消費者苦情の解決に必要な措置をとるものとする。

5 知事は、その求めに応じ、事業者及び事業者団体における消費者苦情の処理体制の整備について必要な助言を行うものとする。

(平七条例三三・平二五条例七四・一部改正)

(審査会のあつせん及び調停)

第十三条の二 知事は、前条第一項の規定による申出があつた消費者苦情で解決が著しく困難であると認めるものについては、栃木県消費者苦情処理審査会(以下この条及び次条において「審査会」という。)のあつせん又は調停に付することができる。

2 審査会は、あつせん又は調停のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

3 知事は、第一項の規定により消費者苦情をあつせん又は調停に付したときは、その経過及び結果を県民に周知させるものとする。

(平七条例三三・追加、平二五条例七四・一部改正)

(消費者訴訟費用の貸付け)

第十四条 知事は、消費者苦情に関し消費者が当該事業者を相手に訴訟を行う場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該消費者に対し、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

一 第十三条の規定による知事の措置によつては解決されなかつたものであること。

二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のものであること。

三 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあるものであること。

四 審査会が適当であると認めたものであること。

五 県内に住所を有している者が提起する訴訟であつて、これらの者が多数共同して提起するものであること。

2 前項に定めるもののほか、訴訟の費用に充てる資金の貸付けの限度額、貸付けの条件その他貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

(平七条例三三・一部改正)

(貸付金の返還及び返還の免除)

第十五条 前条の規定により訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は災害を受ける等の場合でやむを得ない事情があると認めるときは、当該資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第三章 生活関連物資等に関する施策

(価格の調査)

第十六条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、県民の消費生活との関連性が高い商品等について、その需給及び価格の動向を明らかにする必要があると認めるときは、その状況を調査し、常にその実態を明らかにするように努めるものとする。

(供給の協力要請)

第十七条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(本条及び次条において「生活関連物資」という。)の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活関連物資を供給する事業者に対し、その供給、供給のあつせんその他必要な措置をとるよう協力を求めるものとする。

(物資の指定)

第十八条 知事は、生活関連物資が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合、又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合においては、規則で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に定める事態が消滅したと認めるときは、この指定を解除するものとする。

(特別調査)

第十九条 知事は、前条第一項の規定により指定した物資(次条において「指定物資」という。)については価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査しなければならない。

(措置勧告)

第二十条 知事は、前条の規定による調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告することができる。

(価格等の情報提供)

第二十一条 知事は、第十六条及び第十九条の規定に基づいて行つた調査の結果を、必要に応じて、展示その他の方法により県民に周知させるものとする。

第三章の二 環境への配慮

(平一四条例六八・追加)

第二十一条の二 県は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の策定及び実施に当たつては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、消費者に対し商品等を供給するに当たつては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びにサービスの選択及び利用に当たつては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(平一四条例六八・追加、平二五条例七四・一部改正)

第三章の三 消費生活センターの組織及び運営等

(平二八条例二二・追加)

(消費生活センターの名称及び住所等の公表)

第二十一条の三 知事は、その設置する消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)について、当該消費生活センターの名称及び住所その他規則で定める事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(平二八条例二二・追加)

(職員)

第二十一条の四 知事は、その設置する消費生活センターに、当該消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(平二八条例二二・追加)

(消費生活相談員の適切な待遇等)

第二十一条の五 知事は、消費生活センターに置く消費生活相談員の適切な待遇、人材の確保その他の措置を講ずるものとする。

(平二八条例二二・追加)

(職員に対する研修の機会の確保等)

第二十一条の六 知事は、消費生活センターに置く消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、研修の機会の確保その他その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二八条例二二・追加)

(情報の安全管理)

第二十一条の七 知事は、消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二八条例二二・追加)

第四章 雜則

(知事への申出)

第二十一条の八 この条例の規定により知事がとるべき措置がとられていないため消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるように求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく措置をとつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るために必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

(平二五条例七四・追加、平二八条例二二・旧第二十一条の三繰下)

(立入調査等)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所その他事業を行う場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が調査又は質問する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(平二五条例七四・一部改正)

(公表)

第二十三条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名及びその内容を公表することができる。

一 第六条の二第一項前段、第十条第二項、第十一条の四又は第二十条の規定による勧告に従わなかつたとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一四条例六八・平二五条例七四・一部改正)

(国の行政機関等との協力)

第二十四条 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、国の行政機関若しくは他の地方公共団体の長に対し、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるように努めなければならない。

(平一四条例六八・平二五条例七四・一部改正)

(国の行政機関に対する措置要請)

第二十四条の二 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう に要請するものとする。

(平二五条例七四・追加)

(規則への委任)

第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

2 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成七年条例第三三号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成一四年条例第六八号)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第十一条の次に二条及び節名を加える改正規定(第十一条の二及び第十一条の三を加える部分に限る。)及び第二十三条第一号の改正規定(「第十条第二項」の下に「、第十一条の三」を加える部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

2 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二五年条例第七四号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二二号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

栃木県 宇都宮市

見出し

第7類：民生
第5章：市民

例規番号

平成18年3月24日 条例第6号

制定日

平成18年3月24日

統一条例コード

092011-45081300

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月29日

収集日

令和3年7月19日

○宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例

平成18年3月24日

条例第6号

宇都宮市消費者保護条例(昭和52年条例第8号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 消費者の保護

第1節 危害の防止(第8条—第10条)

第2節 表示等の適正化(第11条—第16条)

第3節 市の苦情処理(第17条)

第3章 消費者の自立の支援(第18条—第21条)

第4章 調査, 勧告等(第22条—第24条)

第5章 消費生活センター(第25条・第26条)

第6章 雜則(第27条—第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進について、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市、事業者(消費生活の用に供される商品及び役務(以下「商品等」という。)を供給する事業を行う者をいい、これらの者が組織する団体を含む。以下同じ。)及び消費者の相互の信頼及び協力の下に、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保された上で、次に掲げる消費者の権利を尊重し、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 商品等によって生命、身体及び財産を侵害されないこと。
- (2) 適正な取引環境の下で商品等について自主的かつ合理的な選択ができること。
- (3) 消費者の意見が、消費者施策及び事業者の事業活動に十分反映されること。
- (4) 商品等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。
- (5) 自立した消費生活を営むために必要な教育が受けられること。
- (6) 消費生活において必要な情報が適切かつ迅速に提供されること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、消費者施策を総合的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、消費者施策の推進に当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めるとともに、環境の保全に配慮するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、商品等を供給するに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 消費者の安全を確保すること。
- (2) 法令を遵守した公正な取引を行うこと。
- (3) 消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等の多様な特性に配慮すること。

- (4) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、自ら又は共同で当該苦情を適切かつ迅速に処理すること。
- (6) 環境の保全に配慮すること。
- (7) 市が実施する消費者施策に協力すること。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、消費生活について、自ら進んで必要な知識を習得する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることにより、健全な消費社会の形成に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活について、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発、教育等の消費者の自立のための活動、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(国、県その他関係行政機関等との連携)

第7条 市長は、消費者施策の実施に当たって必要があると認めるときは、国、県その他関係行政機関等(以下「関係行政機関等」という。)に対し、協力を求め、又は適切な措置をとることを要請しなければならない。

2 市長は、関係行政機関等が実施する消費者施策又は消費生活に関する活動について、情報の提供その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

第2章 消費者の保護

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の供給の禁止)

第8条 事業者は、常に必要な注意その他の措置を講ずることにより、消費者の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)を消費者に供給してはならない。

2 市長は、欠陥商品等について、必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して当該欠陥商品等に関する調査を依頼するものとする。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第9条 事業者は、商品等が欠陥商品等であると認めたときは、直ちに当該商品等について、その旨の公表、回収、改善その他の必要な措置を講じなければならない。

(欠陥商品等に対する市長の措置)

第10条 市長は、欠陥商品等が消費者の生命、身体又は財産について重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合において、当該商品等が欠陥商品等であることが明白であり、かつ、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるとき

は、法令に基づく措置が執られる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、これを供給する事業者の名称及び所在地その他必要な事項を市民に周知しなければならない。

第2節 表示等の適正化

(商品等の表示の適正化)

第11条 事業者は、その供給する商品等について、消費者がその購入又は使用若しくは利用に際し、誤って選択され、使用され、利用され、又は保存されること等により消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その品質、用途、内容、価格、量目その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品については、品質保全上必要な限度を超えて、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第13条 事業者は、消費者に商品を供給するに当たっては、適正な計量を実施するよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第14条 事業者は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれがある表現を避け、消費者が商品等を適正に選択するために必要とする情報を提供するよう努めなければならない。

(取引行為の適正化)

第15条 事業者は、消費者との取引について、次に掲げる行為(以下「不適正な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容若しくは取引条件等について、重要な情報若しくは消費者の不利益となる情報を故意に提供しないことにより、若しくは虚偽の情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 将来の不確実な事項について、断定的判断その他消費者に誤信を生じさせる情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 消費者の取引に関する知識、判断力若しくは経験の不足に乘じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を威迫する等により消費者に不安を覚えさせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(4) 消費者が取引を拒絶する意思を示したことに反して、販売の目的を偽り若しくは隠匿して、又は迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(5) 消費者に一方的に不利益をもたらす不当な内容を定めた契約を締結させること。

(6) 消費者又はその関係者に対し、威迫する等の不当な手段を用いて、契約(当該契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を強要すること。

- (7) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、履行を不適に拒否し、又は遅延させること。
- (8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、申込みの撤回その他の行為(以下「解除等」という。)を妨げ、契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の履行を不適に拒否し、若しくは遅延させること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、消費者の生命、身体又は財産について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあり、かつ、当該危害を防止するため緊急の必要がある場合において、市長が前各号に掲げる行為に準ずるものとして認める行為
- 2 市長は、事業者が行う消費者との取引行為を、前項第9号の規定により不適正な取引行為と認めるときは、あらかじめ宇都宮市消費生活審査会(第27条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出要求)

第16条 市長は、事業者の提供した情報が前条第1項第1号の虚偽の情報に該当するか否か、又は事業者の提供した判断が同項第2号の将来の不確実な事項についての断定的判断に該当するか否かを判断するために、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該提供した情報又は判断の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第24条第1項の規定の適用については、当該事業者は、前条第1項第1号の虚偽の情報又は同項第2号の断定的判断を提供したものとみなす。

第3節 市の苦情処理

第17条 市長は、商品等又はその取引について、消費者から苦情又は相談(以下「苦情等」という。)の申出があったときは、助言、あっせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の苦情等の処理のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、説明又は関係資料の提出を求めることができる。

第3章 消費者の自立の支援

(啓発活動、教育等の推進)

第18条 市は、消費者の自主的かつ合理的な活動の促進を図るため、自ら又は関係行政機関等と協力して、消費者組織への支援、健全な消費生活を営むことができるため必要とする知識の普及その他の啓発活動、消費者教育の実施その他必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(相互の協力の促進)

第20条 市は、事業者、消費者及び消費者団体の間の相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報又は意見を交換する場の提供その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(消費者の特性への配慮)

第21条 市は、消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢その他の特性に配慮して行うものとする。

第4章 調査、勧告等

(調査)

第22条 市長は、事業者が第8条第1項又は第15条第1項各号の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、事業者又はその関係者(以下「事業者等」という。)に対し、資料の提出、報告又は説明の要求その他の必要な調査を行うことができる。

(立入調査)

第23条 市長は、事業者が第8条第1項又は第15条第1項各号の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件について調査させ、又は事業者等に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第24条 市長は、事業者が第8条第1項又は第15条第1項各号の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その違反を是正するための措置その他必要な措置を執るべきことを指導し、又は審査会の意見を聴いて勧告することができる。

2 市長は、事業者が、第22条の調査を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の資料の提出、報告若しくは説明を行ったとき、前条第1項の立入調査を正当な理由がなく拒み、若しくは質問に応じないとき、又は前項の勧告に正当な理由がなく応じないときは、審査会の意見を聴いて、その経過及び内容を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するために必要と認めるときは、当該事業者の名称及び所在地その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、緊急のとき又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第5章 消費生活センター

(平28条例14・改称)

(消費生活センターの設置)

第25条 市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、宇都宮市消費生活センターを設置する。

2 宇都宮市消費生活センターの組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(平28条例14・一部改正)

(消費生活センターの組織及び運営等)

第26条 法第10条の2第1項の規定により条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

ア 消費生活センターの名称及び位置

イ 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

(3) 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験(以下この条において単に「試験」という。)に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くこと。

(4) 消費生活センターは、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずること。

(5) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(6) 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(平28条例14・追加)

第6章 雜則

(平28条例14・章名追加)

(専門的知識を有する者の意見)

第27条 市長は、第17条第1項の規定による苦情等の処理、第22条の規定による調査、第23条第1項の規定による立入調査又は第24条第1項の規定による指導を行うに当たり必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

(平28条例14・旧第26条繰下)

(消費生活審査会)

第28条 市に、宇都宮市消費生活審査会を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 不適正な取引行為について、第15条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 勧告について、第24条第1項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 公表について、第24条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進について必要な事項を調査審議すること。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平28条例14・旧第27条繰下)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平28条例14・旧第28条繰下)

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第4号及び第9号並びに第2項、第16条並びに第27条第2項第1号の規定は、同年10月1日から施行する。
附 則(平成28年3月23日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

さくら市消費生活条例

自治体

栃木県 さくら市

見出し

第9編：産業経済
第3章：商工

例規番号

平成28年6月17日 条例第28号

制定日

平成28年6月17日

統一条例コード

092142-61432345

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月31日

収集日

令和3年7月19日

○さくら市消費生活条例

平成28年6月17日条例第28号

さくら市消費生活条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、その施策について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので、商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、若しくは利用して消費生活を営む者又は事業者と契約して商品を提供する者であって、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除いたものをいう。
- (4) 事業者 消費者に対して商品の取引等（事業者の物品購入等（事業者が消費者との間で行う物品、権利その他のものの購入及び交換をいう。）を含む。）又は役務の取引等を業として行う者をいう。
- (5) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。
- (6) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため、自主的に組織する団体をいう。
- (7) 取引等 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

（基本理念）

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立及びその自立を支援することを基本として行わなければならない。

- (1) 商品及びサービス（以下「商品等」という。）によって生命、身体及び財産に危害を受けない権利
 - (2) 商品等について不適正な取引条件及び取引方法を強制されない権利
 - (3) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (4) 消費生活において、必要な情報を提供される権利
 - (5) 消費者に対し、消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）の機会が提供される権利
 - (6) 消費生活において、取引等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
 - (7) 消費者施策に消費者の意見が反映される権利
 - (8) 消費生活において消費者の個人情報が侵害されない権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の安全の確保等に関する、専門的知見に基づき被害の拡大を防止するとともに事業者による適正な事業活動の確保が図られるよう配慮して行われなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、国際化の進展、社会経済情勢の変化等に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の規定にのっとり、消費者施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び消費者団体の意見を反映するよう努めるとともに、消費者の安全を確保するよう配慮しなければならない。
- 3 市は、消費者施策の策定に当たっては、国及び栃木県（以下「県」という。）と役割を分担し、国及び県の施策との整合性を図るとともに、その実施に当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関との連携に努めなければならない。
- 4 市は、消費者の自立的かつ合理的な行動を推進するため、消費生活に関する情報提供、知識の普及、啓発活動、学習活動その他必要な支援を行わなければならぬ。
- 5 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動の支援に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第3条の規定にのっとり、その事業活動を行うに当たり、市が実施する消費者施策に協力するとともに、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- （1）消費者の安全及び消費者との取引等における公正を確保すること。
 - （2）消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - （3）消費者との取引等に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - （4）消費者に係る個人情報を慎重かつ適正に取り扱うこと。
 - （5）消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自ら遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

（事業者団体の責務）

第6条 事業者団体は、第3条の規定にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。
- 3 事業者団体は、市が実施する消費者施策に協力するよう努めるものとする。

（消費者の役割）

第7条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、必要な情報を収集するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ること等により、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

（消費者団体の役割）

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携及び協力をして、消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

(危害の防止)

第10条 事業者は、常に必要な措置を講ずることにより、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（次項において「欠陥商品等」という。）を消費者に供給してはならない。

2 事業者は、商品等が欠陥商品等に該当すると認めたときは、直ちに当該商品等について公表、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

(商品等の表示及び広告の適正化)

第11条 事業者は、その供給する商品等の取引等について、消費者がその購入若しくは使用、販売又はサービスの利用に際し、消費者がその選択等を誤ることにより消費者の利益が損なわれないようにするために、その品質、用途、内容、価格、量目その他必要な事項を適正に表示するとともに、その選択を誤るおそれのある虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(商品等の包装の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品等について、品質保全上必要な限度を超えて、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないよう努めるものとする。

(商品等の計量の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品等について、適正な計量を実施するよう努めるものとする。

(約款の適正化)

第14条 事業者は、商品等の供給に当たり約款を作成するときは、当該約款が不当に消費者に不利益を与え、又は消費者の権利を制限する内容とならないよう努めるものとする。

(不適正な取引行為の禁止)

第15条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引等に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるものを行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れ、又は執ように説得する等の不適正な方法で取引等をさせる行為

(2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不適正な内容の取引等をさせる行為

(3) 消費者に対し、契約（契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、若しくは不当に拒否し、消費者の正

当な根拠に基づく契約の解除、取消等を妨げ、又は契約の解除、取消等によって生じる債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由がなく遅滞させる行為

(4) 商品の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする事業者からの商品等の購入若しくは提供を条件又は原因として、信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下この号において「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、取引等をさせ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要する行為

（消費者教育等の推進）

第16条 市は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められる状況を鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

2 市は、消費者教育に携わる人材の育成、消費者教育に使用される教材の充実等に努めるものとする。

（苦情等の処理）

第17条 市長は、商品等の供給その他取引等に関する消費者の苦情又は相談（以下「消費者苦情等」という。）があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情等を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により調査する場合で必要があると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出若しくは提示を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により消費者苦情等を処理する場合は、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体又は関係機関との連携に努めるものとする。

（専門的な人材の確保等）

第18条 市長は、消費者苦情等を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、専門的知識及び経験を有する相談員の確保、相談員の資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（環境への配慮）

第19条 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、消費者に対し商品等を供給するに当たっては、環境の負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、商品等の選択、使用又は利用及び廃棄に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

（消費生活センター）

第20条 市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資するため、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの設置に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成**28**年7月1日から施行する。
(さくら市消費生活センター条例の一部改正)
- 2 さくら市消費生活センター条例（平成**19**年さくら市条例第**14**号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

鹿沼市消費生活条例

自治体

栃木県 鹿沼市

見出し

第3類：行政一般
第4章：市民

例規番号

平成20年3月18日 条例第3号

制定日

平成20年3月18日

統一条例コード

092053-12326069

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月6日

収集日

令和3年7月20日

○鹿沼市消費生活条例

平成20年3月18日条例第3号

鹿沼市消費生活条例

鹿沼市の消費者を守る条例（昭和50年鹿沼市条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、消費者のくらしを守るための基本的な事項を定めることにより、消費者の利益の擁

護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保された上で、次に掲げる消費者の権利の確立及びその自立の支援を図ることを基本として行われなければならない。

- (1) 商品及び役務によって生命、身体及び財産に危害を受けない権利
 - (2) 商品及び役務について自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 商品及び役務について不適正な取引条件及び取引方法を強制されない権利
 - (4) 消費生活において消費者の個人情報が侵害されない権利
 - (5) 消費生活において必要な情報が提供される権利
 - (6) 消費生活において必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利
 - (7) 消費生活に関する意見を表明し、その意見が消費者施策に反映される権利
 - (8) 商品及び役務によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び消費者団体の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、消費者施策の策定に当たっては、国及び栃木県（以下「県」という。）と役割を分担し、国及び県が策定する施策との整合性を図るとともに、その実施に当たっては、国、県、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）その他の関係機関との連携に努めるものとする。
- 4 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、消費者が消費生活において使用し、又は利用する商品及び役務を供給するに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うこと。

(5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、自ら又は共同で当該苦情を適切かつ迅速に処理すること。

(6) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務について、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、品質その他の内容の向上に努めなければならない。

(消費者の消費生活の安定及び向上への寄与等)

第5条 消費者は、自らの権利を生かし、利益の増進を図るため、消費生活に関する知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図る等自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の健全かつ自主的な活動)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、安全かつ公正な取引を確保するための市場の監視、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(危害の防止措置)

第7条 市は、商品及び役務によって生ずる危害を防止するため、生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第8条 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実等に努めるものとする。

(消費者団体への支援)

第9条 市長は、消費者団体が行う消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を促進するため、活動及び交流の場の提供、活動内容の情報発信その他の必要な支援を行うものとする。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第10条 市は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者に対する啓発活動及び教育の推進並びに苦情処理に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活市民会議)

第11条 市が実施する消費者施策に市民の意見を反映させるため、鹿沼市消費生活市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不適正な取引行為の禁止)

第12条 事業者は、消費者との間で行う商品及び役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行つてはならない。

- (1) 消費者に対し、不実を告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不適正な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不適正な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者に対し、契約（契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を妨げ、又は契約若しくは契約の解除等に基づく債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由がなく遅延させる行為
- (4) 商品及び役務の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする者からの商品及び役務の購入等を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で、与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為

(調査)

第13条 市長は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、当該職員に、その行為の方法、内容その他の事項について調査をさせることができる。

(事業者に対する資料提出の要求)

第14条 市長は、次条の規定による指導若しくは勧告又は第17条第1項若しくは第2項の規定による情報の提供に当たつて、第12条第1号の不実を告げる行為をしたかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由がなく当該資料を提出しないときは、当該事業者は、同号の不実を告げる行為をしたものとみなす。

(指導及び勧告)

第15条 市長は、事業者が不適正な取引行為を行つていると認めるときは、その者に対し、当該不適正な取引行為を是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称、その勧告内容その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、市民会議の意見を聴かなければならない。

(不適正な取引行為に係る情報の提供)

第17条 市長は、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、その行為の方法、内容その他の必要な情報を市民に提供するものとする。

2 市長は、次に掲げる場合にあっては、速やかに、その行為の方法及び内容、事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を市民に提供することができる。

(1) 不適正な取引行為に関する苦情の処理の申出が相当数あり、かつ、当該申出について、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると推測することができる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、不適正な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合

3 市長は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情処理の申出)

第18条 消費者は、市長に対し、商品及び役務の取引に関する苦情の処理を申し出ることができる。

(苦情処理)

第19条 市長は、前条の規定による苦情の処理の申出があったときは、助言、あっせん等により当該苦情が適切かつ迅速に処理されるよう努めなければならない。

2 市長は、前条に規定する苦情の処理を行うに当たっては、国、県、国民生活センターその他の関係機関との連携に努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成**20**年4月1日から施行する。ただし、第**16**条の規定は、同年7月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

小山市消費生活条例

自治体

栃木県 小山市

見出し

小山市例規集
第8編：民生

第5章：市民生活

例規番号

平成27年3月20日 条例第21号

制定日

平成27年3月20日

統一条例コード

092088-65630003

分類

条例

例規集更新日

令和3年6月1日

収集日

令和3年7月19日

○小山市消費生活条例

平成27年3月20日

条例第21号

目次

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 消費者への支援(第11条・第12条)

第3章 消費者の保護

第1節 危害の防止、取引の適正化等(第13条—第18条)

第2節 調査、指導、勧告及び公表(第19条—第23条)

- 第4章 消費者教育等の推進(第24条)
- 第5章 苦情等の処理(第25条・第26条)
- 第6章 環境への配慮(第27条)
- 第7章 消費生活センター(第28条—第31条)
- 第8章 消費生活審議会(第32条—第38条)
- 第9章 雜則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者及び事業者団体の責務等を明らかにするとともに、その施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので、商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、若しくは利用して消費生活を営む者又は事業者と契約して商品を提供する者であつて、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除いた者をいう。
- (4) 事業者 消費者に対して商品の取引(事業者の物品購入等(事業者が消費者との間で行う物品、権利その他のものの購入及び交換をいう。以下同じ。)を含む。)又は役務の取引を業として行う者をいう。
- (5) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。
- (6) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため、自主的に組織する団体をいう。
- (7) 取引等 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(基本理念)

第3条 消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重され、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)によって、生命、身体及び財産に危害を受けない権利

- (2) 商品等について不適正な取引条件及び取引方法を強制されない権利
 - (3) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (4) 消費生活において必要な情報を提供される権利
 - (5) 消費者に対し、消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。)の機会が提供される権利
 - (6) 消費者施策に消費者の意見が反映される権利
 - (7) 取引等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
 - (8) 消費生活において消費者の個人情報が侵害されない権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の安全の確保等に関して、専門的知見に基づき被害の拡大を防止するとともに、事業者による適正な事業活動の確保が図られるよう配慮して行われなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、国際化の進展、社会経済情勢の変化等に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び消費者団体の意見を反映するよう努めるとともに、消費者の安全を確保するよう配慮しなければならない。
 - 3 市は、消費者施策の策定に当たっては、国及び栃木県(以下「県」という。)と役割を分担し、国及び県の施策との整合性を図るとともに、その実施に当たっては、必要に応じて国、県、他の地方公共団体その他関係機関との連携に努めなければならない。
 - 4 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を推進するため、消費生活に関する情報提供、知識の普及、啓発活動、学習活動その他必要な支援を行わなければならない。
 - 5 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、市が実施する消費者施策に協力するとともに、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引等における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引等に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等の多様な特性に配慮すること。
- (4) 消費者の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うこと。
- (5) この条例及び関係法令を遵守するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な苦情処理体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

2 事業者は、消費者の意向を事業活動に反映させ、その供給する商品又は役務の取引について品質その他の内容を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

3 事業者は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(事業者団体の責務)

第6条 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に 関し遵守すべき基準の作成の支援その他の事業者が消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

3 事業者団体は、市が実施する消費者施策に協力するよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ること等により、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携及び協力をして、消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

(消費生活基本計画)

第10条 市長は、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第32条に規定する小山市消費生活審議会の意見を聽かなければならない。

第2章 消費者への支援

(情報の収集及び提供)

第11条 市長は、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(消費者の特性への配慮等)

第12条 市長は、年齢その他の特性により特に配慮が必要な消費者に対する支援を行うときは、当該消費者が日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し協力を求める等によりその特性に応じた支援を行うものとする。

第3章 消費者の保護

第1節 危害の防止、取引の適正化等

(危害の防止)

第13条 事業者は、常に必要な措置を講ずることにより、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)を消費者に供給してはならない。

2 事業者は、商品等が欠陥商品等に該当すると認めたときは、直ちに当該商品等について公表、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、事業者が欠陥商品等を供給していると認めるときは、法令に定める措置がとられる場合を除き、当該欠陥商品等の供給の中止その他危害を防止するため、当該 欠陥商品等を供給する事業者に対し第21条の規定による指導及び勧告をすることができる。この場合において、市長は、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該欠陥商品等の名称その他必要な事項を市民に周知しなければならない。

い。

(商品等の表示及び広告の適正化)

第14条 事業者は、その供給する商品又は役務の取引について、消費者がその購入若しくは使用、販売、又はサービスの利用に際し、消費者がその選択等を誤ることにより消費者の利益が損なわれないようにするため、その品質、用途、内容、価格、量目その他必要な事項を適正に表示するとともに、その選択を誤るおそれのある虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(商品等の包装の適正化)

第15条 事業者は、その供給する商品等について、品質保全上必要な限度を超えて、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないよう努めるものとする。

(商品等の計量の適正化)

第16条 事業者は、その供給する商品等について、適正な計量を実施するよう努めるものとする。

(約款の適正化)

第17条 事業者は、商品等の供給に当たり約款を作成するときは、当該約款が不当に消費者に不利益を与え、又は消費者の権利を制限する内容とならないよう努めるものとする。

(不適正な取引行為の禁止)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引等に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの(以下「不適正な取引行為」という。)を行つてはならない。

- (1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し心理的に不安な状態に陥れ、又は執ように説得する等の不適正な方法で取引等をさせる行為
- (2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不適正な内容の取引等をさせる行為
- (3) 消費者に対し、契約(契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、若しくは不当に拒否し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消等を妨げ、又は契約の解除、取消等によって生じる債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由がなく遅延させる行為
- (4) 商品の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする事業者からの商品等の購入又はサービスの提供を条件又は原因として、信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、取引等をさせ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要する行為

第2節 調査、指導、勧告及び公表

(不適正な取引行為に関する調査)

- 第19条 市長は、事業者が不適正な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その行為の方法、内容その他の事項について立入調査等の調査を行うことができるとともに、必要な報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、必要に応じて国、県、他の地方公共団体その他関係機関に対し、協力を求め、連携を図るものとする。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する資料提出の要求)

- 第20条 市長は、次条第2項の規定による指導及び勧告に当たっては、第18条各号の不適正な取引行為の判断について、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由がなく当該資料を提出しないときは、同条各号の不適正な取引行為をしたものとみなす。

(指導及び勧告)

- 第21条 市長は、第13条第3項の規定により必要があると認めるときは、事業者に対し、是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は指導に従わないときは勧告することができる。
- 2 市長は、第19条の規定による調査をした結果、事業者が第18条の規定に該当すると認めたとき、若しくは不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又はその指導に従わないときは勧告することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指導又は勧告に基づいて講じた措置及びその結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により事業者に指導又は勧告するに当たっては、必要に応じて国、県、他の地方公共団体その他関係機関に協力を求め、連携を図るものとする。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称、その勧告内容その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、第32条の小山市消費生活審議会の意見を聽かなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、緊急のとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(不適正な取引行為等に係る情報の提供)

第23条 市長は、次に掲げる場合であって、不適正な取引行為等による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、第21条に規定する指導及び勧告を行わず、その行為の方法、内容その他の必要な情報を市民に提供することができる。

(1) 不適正な取引行為等に関する苦情の処理の申出が相当数あり、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、対応に緊急性が必要とされる場合

2 市長は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第4章 消費者教育等の推進

第24条 市は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

2 市は、消費者教育に携わる人材の育成、消費者教育に使用される教材等の充実に努めるものとする。

第5章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

第25条 事業者は、商品等の供給その他消費者と事業者との取引等について生じた消費者の苦情又は相談(以下「苦情等」という。)に誠意をもって応じ、これを適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、消費者から苦情等の申出があったときは、当該苦情等を解決するために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者又は関係者に対し、資料の提出、報告又は説明を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

4 市長は、前**2**項の苦情等の処理を行うに当たっては、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体その他関係機関との連携に努めるものとする。

(専門的な人材の確保等)

第26条 市長は、苦情を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、専門的知識及び経験を有する相談員の確保、相談員の資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

第6章 環境への配慮

第27条 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、消費者に対し商品等を供給するに当たっては、環境の負荷の低減に配慮するように努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びにサービスの選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するように努めなければならない。

第7章 消費生活センター

(設置)

第28条 市長は、消費者の利益の擁護及び増進のため、消費者安全法(平成**21**年法律第**50**号)第**10**条第**2**項に規定する施設として、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第29条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山市消費生活センター

位置 小山市大字神鳥谷**931**番地**3**

(事業)

第30条 小山市消費生活センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 消費者安全法第**8**条第**2**項各号に掲げる事務に関すること。

(2) その他消費生活に関し市長が必要と認める事項

(職員)

第31条 小山市消費生活センターに所長及びその他の職員を置く。

第8章 消費生活審議会

(審議会の設置)

第32条 市民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、小山市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の所掌事務)

第33条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第10条に規定する消費生活基本計画に関し調査審議すること。
- (2) 第22条に規定する公表に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費生活に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、消費生活に関する必要事項について市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第34条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内に居住又は勤務する各界各層の有識者
- (4) 消費者団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は再任されることができる。

(審議会の会長等)

第36条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第37条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第38条 審議会の庶務は、市民生活部市民生活安心課において処理する。

第9章 雜則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成**27**年**4**月**1**日から施行する。

(小山市消費生活センター設置条例の廃止)

2 小山市消費生活センター設置条例(昭和**53**年条例第**8**号)は、廃止する。

附 則(令和**2**年**3**月**17**日条例第**4**号)

この条例は、令和**2**年**4**月**1**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

足利市民の消費生活をまもる条例

自治体

栃木県 足利市

見出し

第7類：民生

第3章：社会福祉

例規番号

昭和56年3月20日 条例第16号

制定日

昭和56年3月20日

統一条例コード

092029-58394004

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○足利市民の消費生活をまもる条例

昭和56年3月20日条例第16号

足利市民の消費生活をまもる条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 消費者の保護に関する施策

第1節 危害の防止（第6条—第8条）

第2節 表示の適正化（第9条—第13条）

第3節 消費者の意見の反映及び苦情処理（第14条—第16条）

第4節 消費者の自主的活動の援助（第17条—第19条）

第3章 足利市民の消費生活をまもる委員会（第20条）

第4章 雜則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の消費生活における利益を擁護及び増進するため、市及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定め、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 市及び事業者（消費生活の用に供される商品及び役務（以下「商品等」という。）を供給する事業を行う者をいい、これらの者が組織する団体を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を基本理念として消費者の利益の擁護及び増進に努めるものとする。

- （1）消費者が、その生命、身体又は財産に危害若しくは著しい不利益を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「欠陥商品等」という。）からまもられるこ
- （2）消費者が、商品等について不適正な表示又は宣伝等からまもられ、必要な事実を知らされること。
- （3）消費者が、商品等について不適正な取引方法からまもられ、自由な選択ができること。
- （4）消費者の意見が、市の実施する施策及び事業者の事業活動に十分反映されること。

（市の責務）

第3条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な施策を実施しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、消費者に供給する商品等について、自主的に危害の防止及び表示、包装の適正化等必要な措置をとるとともに、市が実施する市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力しなければならない。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、自らすすんで消費生活に関する知識を習得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ることにより、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

第2章 消費者の保護に関する施策

第1節 危害の防止

（欠陥商品等の供給の禁止）

第6条 事業者は、欠陥商品等を消費者に供給しないように、常に必要な注意その他の措置を講じなければならない。

（欠陥商品等に対する事業者の措置）

第7条 事業者は、商品等が欠陥商品等であることが明らかになつたときは、直ちに当該欠陥商品等についてその旨を公表するとともに、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

(市長の措置)

第8条 市長は、事業者が欠陥商品等を供給していると認めるときは、法令に定める措置がとられる場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止その他危害を防止するための必要な措置を勧告することができる。この場合において、市長は、欠陥商品等であることが明らかであり、かつ、当該危害を防止するための緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品等の名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は事業所の所在地及び名称その他必要な事項を公表しなければならない。

2 市長は、前項後段の規定により公表したときは、当該事業者が当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果を公表しなければならない。

第2節 表示の適正化

(広告の適正化)

第9条 事業者は、商品等に関する広告について、法令に定める規制を受ける場合のほか、消費者が選択を誤るおそれがある不適正な表現を避け、消費者が商品等を適正に選択するために必要とする情報を提供するように努めなければならない。

(商品等の表示事項)

第10条 事業者は、商品等が誤つて選択され、使用され、保存されること等により消費者の利益が損われることのないようにするために、法令等において別に定めるもののほか、市長が別に定める商品等について、必要な事項を適正に表示しなければならない。

2 市長は、事業者が前項に規定する表示をしないときは、当該事業者に対し、是正のため必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事業者名等の表示)

第11条 事業者は、その商品等を自動販売機により供給するときは、法令に定める規制を受ける場合を除き、責任の所在を明らかにするため、その氏名又は名称その他電話番号等連絡に必要な事項を見やすい方法で見やすい個所に表示しなければならない。

2 市長は、事業者が前項に規定する表示をしないときは、当該事業者に対し、是正のため必要な措置をとるよう勧告することができる。

(包装の適正化)

第12条 事業者は、消費生活の用に供される商品（以下この項において「商品」という。）については、品質保全上必要な限度を超えて、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないように努めなければならない。

2 事業者は、二次使用を目的とした包装品を取り扱うときは、消費者に内容品のみの選択の機会を設けるように努めなければならない。

3 消費者は、前各項の趣旨が達成されるように自らも努めるものとする。

(取引方法の適正化)

第13条 事業者は、商品等の供給に当つて消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じ、消費者にその選択を誤らせるような取引方法を用いないものとする。

2 市長は、事業者が消費者にその商品等の選択を誤らせるような取引方法を用いて商品等を供給していると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法を改善するよう勧告することができる。

第3節 消費者の意見の反映及び苦情処理

(消費者の意見等の反映)

第14条 市長は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の実施にあたつては、広く消費者の意見、要望等を把握してこれを反映することに努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により把握した消費者の意見、要望等について、必要があると認めるときは、関係事業者に知らせなければならない。

(苦情の処理)

第15条 事業者は、その供給する商品等又は消費者との間の取引に関して生じた苦情を、自ら又は他の事業者と共同して適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

第16条 市長は、商品等又はその取引に関し当事者間において解決に至らなかつた苦情について消費者から申出があつたときは、その解決のために必要なあつせんその他の措置をとるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、当該苦情に係る事業者その他の関係人に対し、説明又は関係資料の提出を求めることができる。

第4節 消費者の自主的活動の援助

(啓発活動の推進)

第17条 市長は、消費者の自主的な活動の促進を図るため、自ら又は関係行政機関と協力して、消費者組織の育成、健全な消費生活を営むことができるために必要な知識の普及その他の啓発活動を推進するものとする。

(情報の収集及び公開)

第18条 市長は、消費者の日常生活に関連の深い商品等について必要があると認めるときは、その価格及び需給の動向に関する情報の収集に努め、その結果を公開するものとする。

2 事業者は、市長が行う前項の情報収集に協力するものとする。

(事業者への要請)

第19条 市長は、消費者の日常生活に関連の深い商品等が極度に不足し、又はそのおそれがあるときは、当該商品等を取扱う事業者に対し、売渡しその他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 事業者は、前項の要請があつたときは、速やかに応ずるよう努めなければならない。

第3章 足利市民の消費生活をまもる委員会

(足利市民の消費生活をまもる委員会の設置)

第20条 市民の消費生活における利益を擁護及び増進するための施策その他必要な事項を調査、審議するため、足利市民の消費生活をまもる委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員9人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、消費生活に関し学識経験のある者の中から市長が委嘱する。

第4章 雜則

(立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又は市職員をして事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の施設に立入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは事業者その他の関係人に對し質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が調査又は質問する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、事業者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第22条 市長は、事業者が次の各号の1に該当すると認めるときは、当該事業者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）及びその内容を公表することができる。

(1) 第8条第1項前段、第10条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による勧告に従わなかつたとき。

(2) 前条第1項の規定による報告又は調査若しくは質問を正当な理由がなく拒んだとき。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第20条の規定は、昭和56年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

栃木市消費生活条例

自治体

栃木県 栃木市

見出し

第8編：市民

第2章：市民活動・コミュニティ

例規番号

平成24年3月23日 条例第3号

制定日

平成24年3月23日

統一条例コード

092037-76644273

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月31日

収集日

令和3年7月18日

○栃木市消費生活条例

平成24年3月23日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市の責務並びに事業者の責務等を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので、商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 消費者に対して消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- (5) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため、自主的に組織する団体をいう。
- (6) 取引等 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重され、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)によって、生命、身体及び財産に危害を受けない権利
 - (2) 商品等について不適正な取引条件及び取引方法を強制されない権利
 - (3) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (4) 消費生活において必要な情報を提供される権利
 - (5) 主体的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利
 - (6) 消費者施策に消費者の意見が反映される権利
 - (7) 取引等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
 - (8) 消費生活において消費者の個人情報が侵害されない権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の安全の確保等に関して、専門的知見に基づき被害の拡大を防止するとともに、事業者による適正な事業活動の確保が図られるよう配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、国際化の進展及び社会経済情勢の変化に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の安全を確保し、消費者及び消費者団体の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、消費者施策の策定に当たっては、国及び栃木県(以下「県」という。)と役割を分担し、国及び県の施策との整合性を図るとともに、その実施に当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関との連携に努めるものとする。

4 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を推進するため、消費者に対し消費生活に関する知識の普及、情報の提供、啓発活動、学習活動その他必要な支援に努めるものとする。

5 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動の支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念にかんがみ、事業者の供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引等における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引等に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等の多様な特性に配慮すること。

(4) 消費者の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うこと。

(5) この条例及び関係法令を遵守するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な苦情処理体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(6) 市が実施する消費者施策に積極的に協力すること。

2 事業者は、消費生活に係る商品等の供給に当たっては、省資源及び省エネルギーに配慮し、廃棄物の発生の抑制並びに商品の再使用及び再資源化の促進に寄与するよう努めることにより環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するものとする。

3 事業者は、消費者の意向を事業活動に反映させ、商品等について品質その他の内容を向上させ、その事業活動について消費者の信頼を確保するよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集することにより、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、省資源及び省エネルギーに配慮し、ごみの減量並びに不用品の再使用及び再資源化の促進等により、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費生活基本計画)

第8条 市長は、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第22条に規定する栃木市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(危害の防止)

第9条 事業者は、常に必要な措置を講ずることにより、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)を消費者に供給してはならない。

2 事業者は、商品等が欠陥商品等に該当すると認めたときは、直ちに当該商品等について公表、回収、改善その他必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、欠陥商品等により生じる危害を防止するため、必要があると認めるときは、法令に定める措置がとられる場合を除き、当該欠陥商品等を供給する事業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、緊急の必要があると認めるときは、欠陥商品等の名称その他必要な事項を市民に周知するものとする。

(商品等の表示及び広告の適正化)

第10条 事業者は、その供給する商品等について、消費者がその購入若しくは使用、又はサービスの利用に際し、消費者がその選択等を誤ることにより消費者の利益が損なわれないようにするため、その品質、用途、内容、価格、量目その他必要な事項を適正に表示するとともに、その選択を誤るおそれのある虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(商品等の包装の適正化)

第11条 事業者は、その供給する商品等について、品質保全上必要な限度を超え、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないよう努めるものとする。

(商品等の計量の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品等について、適正な計量を実施するよう努めるものとする。

(不適正な取引行為の禁止)

第13条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引等に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの(以下「不適正な取引行為」という。)を行つてはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し心理的に不安な状態に陥れ、又は執ように説得する等の不適正な方法で取引等をさせる行為

(2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不適正な内容の取引等をさせる行為

(3) 消費者に対し、契約(契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、若しくは不当に拒否し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消等を妨げ、又は契約の解除、取消等によって生じる債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由がなく遅延させる行為

(4) 商品の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする事業者からの商品等の購入又はサービスの提供を条件又は原因として、信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、取引等をさせ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要する行為

(不適正な取引行為に関する調査)

第14条 市長は、事業者が不適正な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その行為の方法、内容その他の事項について立入調査等の調査を行うことができるとともに、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関に対し、協力を求め、連携を図るものとする。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する資料提出の要求)

第15条 市長は、次条第2項の規定による指導及び勧告に当たっては、第13条各号の不適正な取引行為の判断について、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由がなく当該資料を提出しないときは、同条各号の不適正な取引行為をしたものとみなす。

(指導及び勧告)

第16条 市長は、第9条第3項の規定により必要があると認めるときは、事業者に対し、是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は指導に従わないときは勧告することができる。

2 市長は、第14条の規定による調査をした結果、事業者が第13条の規定に該当すると認めるとき、若しくは不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又はその指導に従わないときは勧告することができる。

3 事業者は、前項の規定による指導又は勧告に基づいて講じた措置及びその結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により事業者に指導又は勧告するに当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関に協力を求め、連携を図るものとする。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称、その勧告内容その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、栃木市消費生活審議会の意見を聽かなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、緊急のとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(不適正な取引行為等に係る情報の提供)

第18条 市長は、次に掲げる場合であって、不適正な取引行為等による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、第16条に規定する指導及び勧告を行わず、その行為の方法、内容その他の必要な情報を市民に提供することができる。

(1) 不適正な取引行為等に関する苦情の処理の申出が相当数あり、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、対応に緊急性が必要とされる場合

2 市長は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(啓発活動及び教育等の推進)

第19条 市は、消費者が的確な判断能力及び適正な選択能力を有し、自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう、学校、地域、家庭その他の様々な場を通じて消費生活についての知識の普及、情報の提供、啓発活動及び教育等を推進するとともに、消費者の自主的な学習のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第20条 事業者は、商品等の供給その他消費者と事業者との取引等に関して生じた消費者の苦情又は相談(以下「苦情等」という。)に誠意をもって応じ、これを適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、消費者から苦情等の申出があったときは、当該苦情等を解決するために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者又は関係者に対し、資料の提出、報告又は説明を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

4 市長は、前3項の苦情等の処理を行うに当たっては、必要に応じ、国、県その他関係機関との連携に努めるものとする。

(消費生活センター)

第21条 消費生活センターは、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するものとする。

2 消費生活センターに関し必要な事項は、別に条例で定める。

(消費生活審議会)

第22条 市民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、栃木市消費生活審議会を置く。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成**24**年**4**月**1**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

日光市消費生活条例

自治体

栃木県 日光市

見出し

第8編：福祉・住民生活

第4章：市民生活

第4節：消費生活

例規番号

平成29年3月6日 条例第2号

制定日

平成29年3月6日

統一条例コード

092061-21242065

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月20日

○日光市消費生活条例

平成29年3月6日

条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 消費者への支援(第11条・第12条)

第3章 消費者の保護

第1節 危害の防止(第13条—第15条)

第2節 表示等の適正化(第16条—第26条)

- 第4章 消費者教育等の推進(第27条)**
- 第5章 苦情等の処理(第28条—第30条)**
- 第6章 日光市消費生活審議会(第31条)**
- 第7章 雜則(第32条)**

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援 その他の基本理念を定め、市、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、その施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 商品** 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス** 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので、商品以外のものをいう。
- (3) 消費者** 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- (4) 事業者** 消費者に対して消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- (5) 事業者団体** 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。
- (6) 消費者団体** 消費者が消費生活の安定のため、自主的に組織する団体をいう。
- (7) 取引等** 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(基本理念)

第3条 消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)**によって生命、身体及び財産に危害を受けない権利
- (2) 商品等について不適正な取引条件及び取引方法を強制されない権利**
- (3) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利**
- (4) 消費生活において必要な情報が提供される権利**
- (5) 消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。)**の機会が提供される権利

- (6) 消費者施策に消費者の意見が反映される権利
 - (7) 取引等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
 - (8) 消費生活において消費者の個人情報が侵害されない権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の安全の確保等に関して、専門的知見に基づき被害の拡大を防止するとともに、事業者による適正な事業活動の確保が図られるよう配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、国際化の進展及び社会経済情勢の変化に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の安全を確保し、消費者及び消費者団体の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、消費者施策の策定に当たっては、国及び県と役割を分担し、国及び県の施策との整合性を図るとともに、その実施に当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関との連携に努めるものとする。
- 4 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動の支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念に鑑み、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。
- (1) 消費者の安全及び消費者との取引等における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引等に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等の多様な特性に配慮すること。
 - (4) 消費者の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うこと。
 - (5) この条例及び関係法令を遵守するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (6) 環境の保全に配慮すること。
 - (7) 市が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、消費者の意向を事業活動に反映させ、その供給する商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の事業者が消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

3 事業者団体は、市が実施する消費者施策に協力するよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活について、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携及び協力をして、消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

(消費生活基本計画)

第10条 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第31条に規定する日光市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 消費者への支援

(情報の収集及び提供)

第11条 市長は、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するよう努めるものとする。

(消費者の特性への配慮等)

第12条 市長は、年齢その他の特性により特に配慮が必要な消費者に対する支援を行うときは、当該消費者が日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し協力を求める等によりその特性に応じた支援を行うよう努めるものとする。

第3章 消費者の保護

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の供給の禁止)

第13条 事業者は、常に必要な措置を講ずることにより、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)を消費者に供給してはならない。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第14条 事業者は、その供給する商品等が欠陥商品等に該当すると認めたときは、直ちに当該商品等について、公表、回収、改善その他の必要な措置を講じなければならない。

(欠陥商品等に対する市長の措置)

第15条 市長は、欠陥商品等が消費者の生命、身体又は財産について重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合において、当該商品等が欠陥商品等であることが明白であり、かつ、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に基づく措置が講じられる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、これを供給する事業者の名称及び所在地その他必要な事項を市民に周知しなければならない。

第2節 表示等の適正化

(表示の適正化)

第16条 事業者は、その供給する商品等について、消費者がその購入又は使用若しくは利用に際し、消費者がその選択を誤ることにより消費者の利益が損なわれないようにするため、その品質、用途、内容、価格、量目その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(広告等の適正化)

第17条 事業者は、その供給する商品等について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれがある広告又は宣伝をしないよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品について、品質保全上必要な限度を超え、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行わないよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品等について、適正な計量を実施するよう努めなければならない。

(不適正な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引等に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの(以下「不適正な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れ、又は執ように説得する等の不適正な方法で取引等をさせる行為

(2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不適正な内容の取引等をさせる行為

(3) 消費者に対し、契約(契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、若しくは不当に拒否し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消等を妨げ、又は契約の解除、取消等によって生ずる債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由がなく遅延させる行為

(4) 商品等の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする事業者からの商品等の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、取引等をさせ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要する行為

(不適正な取引行為に関する調査)

第21条 市長は、事業者が不適正な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、事業者に対し、その行為の方法、内容その他の事項について調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づく調査を行うに当たっては、必要に応じて国、県その他関係機関に対し、協力を求め、連携を図るものとする。

(立入調査等)

第22条 市長は、前条第1項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして事業者の事務所、営業所その他の事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から求められた場合は、直ちにこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する資料提出の要求)

第23条 市長は、第21条第1項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、事業者に対し当該行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由がなく当該資料を提出しないときは、第20条各号の不適正な取引行為をしたものとみなす。

(指導及び勧告)

第24条 市長は、事業者が第13条又は第20条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その違反を是正するための措置その他必要な措置を講ずるべきことを指導し、又は日光市消費生活審議会の意見を聴いて勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、日光市消費生活審議会の意見を聴いて、その者の氏名又は名称、その勧告内容その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の公表をしようとするときは、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、緊急のとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(不適正な取引行為等に係る情報の提供)

第26条 市長は、次に掲げる場合であって、不適正な取引行為等による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、第24条に規定する指導又は勧告を行わず、その行為の方法、内容その他の必要な情報を市民に提供することができる。

(1) 不適正な取引行為等に関する苦情の処理の申出が相当数あり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、対応に緊急性が必要とされる場合

2 市長は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が意見を述べることに応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第4章 消費者教育等の推進

(啓発活動及び教育等の推進)

第27条 市は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

2 市は、消費者教育に携わる人材の育成及び消費者教育に使用される教材等の充実に努めるものとする。

第5章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

第28条 事業者は、商品等の供給その他消費者と事業者との取引等に関して生じた消費者の苦情又は相談(以下「苦情等」という。)に誠意をもって応じ、これを適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、消費者から苦情等の申出があったときは、当該苦情等を解決するために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者又は関係者に対し、資料の提出、報告又は説明を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

4 市長は、前2項の苦情等の処理を行うに当たっては、必要に応じ、国、県その他関係機関との連携に努めるものとする。

(専門的な人材の確保等)

第29条 市長は、苦情等を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、専門的知識及び経験を有する相談員の確保、相談員の資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市長への申出)

第30条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動により、消費者の利益が害されている疑いがあるときは、市長に対し、その旨を申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表するものとする。

第6章 日光市消費生活審議会

第31条 この条例の規定により定められた事項並びに市長の諮問する消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、日光市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、**10**人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 消費者を代表する者

(3) 消費者団体を代表する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、**2**年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成**29**年**4**月**1**日から施行する。

(日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成**18**年日光市条例第**43**号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

群馬県消費生活条例

自治体

群馬県

見出し

第3編：民生、衛生

第1章：社会

第5節：消費生活

例規番号

平成18年3月28日 条例第11号

制定日

平成18年3月28日

統一条例コード

100005-58528190

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月30日

収集日

令和3年7月18日

○群馬県消費生活条例

平成十八年三月二十八日条例第十一号

群馬県消費生活条例をここに公布する。

群馬県消費生活条例

群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第四十
一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第八条の二）
第二章 安全の確保、取引の適正化等
 第一節 安全の確保（第九条・第十条）
 第二節 規格、表示等の適正化（第十一条—第十五条）
 第三節 不当な取引方法の禁止等（第十六条・第十七条）
 第四節 生活関連物資に関する施策（第十八条—第二十一条）
第三章 消費生活に関する教育の推進、情報提供等（第二十二条—第二十五条）
第四章 消費者苦情の処理等（第二十六条—第二十八条）
第五章 知事への申出（第二十九条）
第六章 立入調査、公表等（第三十条・第三十一条）
第七章 群馬県消費生活問題審議会及び群馬県消費者苦情処理委員会（第三十二条—第三十七条）
第八章 雜則（第三十八条—第四十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二五年条例五八号〕

改正注記 条沿革

（基本理念）

第二条 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされること、県民の健全な生活環境が確保されること及び消費者の権利として認められている次の事項を尊重することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保されること。
 - 二 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - 三 消費者に対し必要な情報が提供されること。
 - 四 消費者に対し教育の機会が提供されること。
 - 五 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - 六 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの消費生活の安定及び向上のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、経済社会の発展に即応して消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、消費者に供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

六 事業活動を通して知り得た消費者に関する個人情報を適正に取り扱うこと。

2 事業者は、消費者に供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第五条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第七条 消費者団体は、次に掲げる活動その他の県民の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

- 一 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明
- 二 消費者に対する啓発及び教育
- 三 消費者の被害の防止及び救済のための活動

(県、事業者、消費者等の連携)

第八条 県、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携を図りながら協力することにより、それぞれの責務又は役割を果たすよう努めるものとする。

&p;

(基本計画)

第八条の二 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費者施策についての基本的な方針

二 消費者施策に関し、計画的に講ずべき施策

三前二号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、群馬県消費生活問題審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

追加〔平成二五年条例五八号〕

改正注記

第二章 安全の確保、取引の適正化等

第一節 安全の確保

(安全の確保)

第九条 事業者は、県民の消費生活における安全を確保するため、その供給する商品及び役務が県民の生命、身体及び財産の安全を害し、又は害するおそれがあるときは、供給の中止及び回収、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(安全確保の指導及び勧告)

第十条 知事は、県民の消費生活において、事業者が供給する商品及び役務が県民の生命、身体及び財産の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対してその安全を確保するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

第二節 規格、表示等の適正化

(規格の適正化)

第十一條 事業者は、商品及び役務について品質その他の内容の向上及び県民の消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品及び役務について、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(広告その他の表示の適正化)

第十二条 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際し、その選択等を誤ることがないようにするため、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容及び価格に関する広告その他の表示を適正に行うよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第十三条 事業者は、消費者との間の取引に際し、消費者が計量につき不利益を被ることがないようにするため、その供給する商品及び役務について、適正な計量の実施に努めなければならない。

(包装の適正化)

第十四条 事業者は、消費者が商品について誤認することができないようにするため、その供給する商品について必要以上に過大な包装を行わないよう努めなければならない。

(適正化の指導)

第十五条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が第十一条から前条までに規定する規格、広告その他の表示、計量及び包装の適正化を推進するよう必要な指導に努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例五八号〕

改正注記 条沿革

第三節 不当な取引方法の禁止等

(不当な取引方法)

第十六条 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制することにより消費者にその供給する商品又は役務の選択を誤らせるような取引方法を不当な取引方法として規則で定めるものとする。

2 知事は、前項の不当な取引方法を定めようとするときは、群馬県消費生活問題審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(不当な取引方法の禁止)

第十七条 事業者は、消費者に商品又は役務を供給する場合においては、前条の規定により定められた不当な取引方法を用いてはならない。

2 知事は、事業者が前条の規定により定められた不当な取引方法を用いているか否かを判断する場合において、当該事業者が不実のことを告げる行為（以下「不実告知行為」という。）をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す

資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次項及び第二十三条の規定の適用については、当該事業者は不実告知行為をしたものとみなす。

- 3 知事は、事業者が前条の規定により定められた不当な取引方法を用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引方法の改善を指導し、又は勧告することができる。

第四節 生活関連物資に関する施策

(価格の動向等の調査)

第十八条 知事は、県民の消費生活との関連が高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、必要に応じて、その価格の動向、需給の状況及び流通の実態を調査するものとする。

(供給等の協力の要請)

第十九条 知事は、県民に対する生活関連物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対して当該生活関連物資の供給又は供給のあっせんをするよう協力を求めるものとする。

(特定生活関連物資の指定等)

第二十条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特に価格の安定及び円滑な供給の確保を図る必要がある物資（以下「特定生活関連物資」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定を解除するものとする。

(特定生活関連物資の売渡しの勧告)

第二十一条 知事は、特定生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該特定生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期間及び数量を定めて、適正な価格で売渡しをすべきことを勧告することができる。

第三章 消費生活に関する教育の推進、情報提供等

(啓発活動及び教育の推進)

第二十二条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、

職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十三条 知事は、事業者が第九条又は第十七条第一項の規定に違反する行為を行っている場合において、県民に被害が生じ、又は生じるおそれがあり、その発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、違反行為の内容、事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

（試験、検査の実施等）

第二十四条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及び役務の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて、その結果を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第二十五条 知事は、消費者施策の策定及び実施に資するため、必要があると認めるときは、消費者等から消費生活に関する意見及び要望を聞くものとする。

第四章 消費者苦情の処理等

（消費者苦情の処理）

第二十六条 知事は、事業者が供給する商品及び役務に関する消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切に処理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、消費者苦情を処理するため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、消費者苦情を処理するため必要があると認めるときは、群馬県消費者苦情処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

（訴訟の費用の貸付け）

第二十七条 知事は、消費者苦情に関し、消費者が事業者を相手として提起する訴訟で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであると認めるときは、当該消費者に対し、当該訴訟の費用に充てる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 同一の被害を受けた消費者が規則で定める人数以上存在すること。
 - 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
 - 三 前条第三項のあっせん又は調停によって解決されなかつたものであること。
 - 四 県内に住所を有している者が多数共同して提起する訴訟であること。
- 2 前項に定めるもののほか、資金の貸付けの限度額、貸付けの条件その他貸付けに關し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第一項の規定による資金の貸付けに当たっては、群馬県消費者苦情処理委員会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成二五年条例五八号〕

改正注記 条沿革

(貸付金の返還等)

第二十八条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、その訴訟が終了したときは、規則で定める日までに貸付けを受けた資金の全額を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、群馬県消費者苦情処理委員会の意見を聴き、貸し付けた資金の一部の返還を免除することができる。

第五章 知事への申出

(知事への申出)

第二十九条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の活動が行われることにより、消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出て、適当な措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく適当な措置を講ずるものとする。

第六章 立入調査、公表等

(立入調査等)

第三十条 知事は、第十条、第十七条第三項、第二十条、第二十一条及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

一 第十条、第十七条第三項及び第二十一条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかつたとき。

二 第二十六条第二項の規定による資料の提出又は説明を正当な理由なく拒んだとき。

- 三 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は立入調査を拒み、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を当該事業者に通知し、当該事業者が意見を述べる機会を与えなければならない。

第七章 群馬県消費生活問題審議会及び群馬県消費者苦情処理委員会

(審議会の設置)

第三十二条 知事の諮問に応じ、消費者施策の基本的事項その他施策の実施に係る重要な事項を調査審議するため、群馬県消費生活問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第三十三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 消費者
- 四 事業者
- 五 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の設置)

第三十四条 第二十六条第三項の規定により消費者苦情に関するあっせん又は調停を行い、及び第二十七条に規定する資金の貸付けに関する事項を調査審議するため、群馬県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第三十五条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者
- 三 事業者

(意見の聴取等)

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、当事者、関係人等に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第三十七条 第三十三条第三項及び第四項の規定は、委員会について準用する。

第八章 雜則

(小規模事業者への配慮)

第三十八条 知事は、消費者施策の実施に当たり特に必要があると認めるときは、小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条に規定する小規模事業者をいう。）に対し、技術的な援助及び資金の融資を行うことができる。

(他の地方公共団体の長等との協力)

第三十九条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の関係行政機関の長の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二十三条の規定により置かれた群馬県消費生活問題審議会（以下「旧審議会」という。）は、改正後の群馬県消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第三十二条の規定により置く群馬県消費生活問題審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第三十三条第二項の規定により新審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、平成十九年六月十五日までとする。

4 改正前の条例第十一条の二第二項の規定により旧審議会の意見を聴いたときは、改正後の条例の適用については、改正後の条例第十六条第二項の規定により新審議会の意見を聴いたものとみなす。

5 改正後の条例第十七条第二項の規定は、この条例の施行前に用いた取引方法については、適用しない。

附 則（平成二十五年十月十八日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

埼玉県

見出し

第3編：総合政策・総務
第5章：消費生活

例規番号

平成8年3月29日 条例第5号

制定日

平成8年3月29日

統一条例コード

110001-48093043

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
平成八年三月二十九日条例第五号

改正	平成一二年 三月二四日条例第五号	平成一七年 三月二九日条例第一七号
	平成二五年 三月二九日条例第一二号	平成二八年 三月二九日条例第一四号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

埼玉県消費者保護条例（昭和五十年埼玉県条例第十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 消費生活に関する施策（第七条—第十二条）

第三章 危害の防止、規格等の適正化等

第一節 危害の防止（第十三条—第十五条）

第二節 規格等の適正化（第十六条—第二十条）

第三節 不当な取引行為の禁止（第二十一条—第二十二条）

第四節 生活必需物資に関する措置（第二十三条—第二十五条）

第四章 相談及び苦情の処理並びに訴訟援助（第二十六条—第二十八条）

第五章 消費生活支援センター（第二十九条—第三十五条）

第六章 雜則（第三十六条—第四十一条）

附則

経済社会の発展は、私たちの消費生活に便利さや快適さをもたらす一方で、商品の欠陥による危害の発生や不当な取引行為の横行など、消費者の安全や利益を損なう様々な問題を生じさせてきた。また、大量生産・大量消費の経済機構の下での事業活動及び消費行動は、廃棄物の増大などの深刻な環境問題を引き起こしている。

我が国最大の消費地である首都圏に位置する埼玉県にあっては、このような問題が特に複雑化し、かつ、多様化している。

こうした事態を改善するためには、消費者が本来有する健全な消費生活を安心して営む権利を確立することにより消費者と事業者の対等性の回復を図るとともに、事業活動及び消費行動を環境の保全に資するものに改めていく必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて消費生活をめぐるあらゆる問題を解決していくことを決意し、すべての県民が安心して生活することができる豊かで住みよい埼玉をつくるため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の消費生活に関し、県、事業者及び消費者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定め、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

一部改正（平成一二年条例五号・一七年一七号）

（消費者の権利の確立）

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

一 商品（事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、第四条第一項及び第二項、第八条第一項、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに第二十八条第一項第二号において同じ。）又は役務により生命、身体又は財産が侵されない権利

二 商品又は役務について、適正な表示等に基づいて選択をする権利

三 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利

四 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利

五 消費生活を営む上で必要な情報が速やかに提供される権利

六 消費者の意見が県の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利

七 消費生活に関する学習の機会が提供される権利

一部改正〔平成一二年条例五号・二五年一二号〕

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、消費生活に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

(事業者の責務等)

第四条 事業者は、その取引する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、危害の防止、公正な取引の確保、正確な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、価格の安定及び流通の円滑化に努めなければならない。

2 事業者は、商品又は役務の取引に関して知り得た消費者に係る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

3 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理し、及びその事業活動に消費者の意見を反映させるとともに、これらに必要な体制の整備に努めなければならない。

4 事業者は、県が実施する消費生活に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

5 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一七号・二五年一二号〕

第四条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成一七年条例一七号〕

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得するとともに、消費生活において自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、県が実施する消費生活に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一七号〕

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成一七年条例一七号〕

(環境への配慮)

第六条 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

第二章 消費生活に関する施策

(基本計画の策定)

第七条 知事は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費生活に関する総合的な施策の大綱

二 その他消費生活に関する施策を推進するために重要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、埼玉県消費生活審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(知識の普及、情報の提供、学習の機会の提供等)

第八条 県は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようするため、商品及び役務並びにこれらの取引行為、消費生活が環境に及ぼす影響、生活設計等に関する知識の普及及び情報の提供を行うとともに、消費生活に関する学習の機会を提供する等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、消費者が自主的に行う消費生活に関する学習のために必要な条件を整備するものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第九条 県は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例一七号〕

(試験、検査等の体制の整備等)

第十条 県は、消費生活に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う体制を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果の概要を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第十一條 県は、消費生活に関する施策について総合的に調整し、及び推進するため必要な体制を整備するものとする。

(施策等の公表)

第十二條 知事は、毎年、消費生活の状況並びに消費生活の安定及び向上に関する講じた施策の内容を公表するものとする。

第三章 危害の防止、規格等の適正化等

第一節 危害の防止

(危害に関する調査等)

第十三條 知事は、商品又は役務がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務が安全であることの立証を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果の概要（前項の立証の内容を含む。）を公表するものとする。

(危害の防止措置)

第十四條 知事は、前条第一項の調査の結果、商品又は役務がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(重大危害に対する緊急措置)

第十五條 知事は、商品又は役務がその欠陥により消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼす急迫した危険がある場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務の名称、当該商品又は役務を供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を直ちに公表するものとする。

第二節 規格等の適正化

(規格の適正化)

第十六條 事業者は、商品の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品又は役務について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(広告その他の表示の適正化)

第十七条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し選択等を誤ることがないようにするために、品質、機能、価格、量目その他の事項を表示するよう努めなければならない。その供給する商品又は役務について広告する場合も、同様とする。

2 事業者は、その供給する商品又は役務の使用又は利用により消費者の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがある場合には、前項の事項のほか、当該危

害の具体的な内容、当該危害を防止するための使用又は利用の方法等を表示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一七号〕

(容器及び包装の適正化)

第十八条 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又は消費者の負担が著しく増大することのないようにするために、過大な容器及び包装を用いないよう努めなければならない。

(県の規格又は基準の設定)

第十九条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、商品又は役務について、規格を定め、並びに表示並びに容器及び包装の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規格又は基準を定める場合には、審議会に諮問しなければならない。

3 知事は、第一項の規格又は基準を定めた場合には、これを告示しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規格又は基準の変更又は廃止について準用する。

(県の規格又は基準の遵守義務)

第二十条 事業者は、前条第一項の規格又は基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商品又は役務が前条第一項の規格又は基準に適合していないと認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該規格又は基準を遵守するよう勧告することができる。

第三節 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第二十一条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。

一 消費者に虚偽の事実を告げ、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

三 契約（契約の成立について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解除若しくは取消し（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務若しくは契約が無効であることにに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(不当な取引行為に関する調査等)

第二十一条の二 知事は、前条の規則で定める行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を取引する事業者に対し、当該行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定による調査の結果の概要（前項の資料の内容を含む。）を公表することができる。

追加〔平成一七年条例一七号〕、一部改正〔平成二五年条例一二号〕

（不当な取引行為の改善勧告）

第二十二条 知事は、事業者が第二十一条の規則で定める行為を行っていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該行為を改善するよう勧告することができる。

2 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定による勧告の内容を公表することができる。

一部改正〔平成一七年条例一七号〕

第四節 生活必需物資に関する措置

（価格動向等の調査）

第二十三条 知事は、消費者の日常生活に必要な物資（以下「生活必需物資」という。）について、必要に応じて、その価格の動向、需給の状況及び流通の実態を調査するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定による調査の結果の概要を公表するものとする。

（供給の協力要請）

第二十四条 知事は、生活必需物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活必需物資に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

（緊急措置）

第二十五条 知事は、生活必需物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがあるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該生活必需物資に係る事業者に対し、適正な価格で販売するよう勧告することができる。

2 知事は、生活必需物資に係る事業者が買占め又は売惜しみにより生活必需物資を多量に保有していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、適正な価格で売り渡すよう勧告することができる。

第四章 相談及び苦情の処理並びに訴訟援助

（相談及び苦情の処理）

第二十六条 知事は、消費者から相談又は苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該相談又は苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、前項の相談又は苦情に関する情報を速やかに消費者及び事業者に提供するものとする。

3 知事は、消費者からの相談又は苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

4 知事は、市町村から、消費者からの相談又は苦情の処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、単独で処理することが困難であるとして協力の要請を受けたときは、相談又は苦情の解決に必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例一七号〕

(審議会のあっせん及び調停)

第二十七条 知事は、消費者からの苦情を解決することが困難であるとき、その他必要があると認めるときは、当該苦情を審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定によりあっせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、消費生活の安定及び向上を確保するため必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。

一部改正〔平成二五年条例一二号〕

(訴訟の援助)

第二十八条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、当該訴訟を提起する者に対し、当該訴訟を提起し、及び維持するために必要な資金の貸付け又は資料の提供その他の援助を行うことができる。

- 一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。
- 二 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。
- 三 審議会において、当該訴訟を援助することが適当であると認めたものであること。

四 その他規則で定める要件

2 知事は、前項の規定による貸付金の貸付けを受けた者が、当該訴訟の結果、当該訴訟の相手方から金銭を得られないこととなったとき、又は当該訴訟の相手方から得られこととなった金銭の額が当該貸付金の額に満たないとき、その他特に必要があると認めるときは、当該貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 消費生活支援センター

追加〔平成二八年条例一四号〕

(名称及び位置等の公示)

第二十九条 知事は、 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する機関として消費生活支援センター（以下「センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

- 一 センターの名称及び位置
 - 二 法第八条第一項第二号イ及びロに規定する事務を行う日及び時間
- 追加〔平成二八年条例一四号〕

（事務）

第三十条 センターにおいては、 法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、消費者教育、市町村の消費者行政及び消費者団体の活動の支援、関係者相互間の連携促進等を行ふものとする。

追加〔平成二八年条例一四号〕

（職員の配置）

第三十一条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

追加〔平成二八年条例一四号〕

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第三十二条 センターには、 法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

追加〔平成二八年条例一四号〕

（消費生活相談員の人材及び待遇の確保）

第三十三条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとにその能力の客観的な実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成二八年条例一四号〕

（職員に対する研修）

第三十四条 知事は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

追加〔平成二八年条例一四号〕

（情報の安全管理）

第三十五条 知事は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。追加〔平成二八年条例一四号〕

第六章 雜則

一部改正〔平成二八年条例一四号〕

（知事に対する申出）

第三十六条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動が行われていることにより、又はこの条例に規定する措置がとられていないことにより、第二条各号に掲げる

消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

一部改正〔平成二八年条例一四号〕

(立入調査等)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成一七年条例一七号・二八年一四号〕

(意見陳述の機会の付与)

第三十八条 知事は、第十四条、第二十条第二項、第二十二条第一項又は第二十五条第一項若しくは第二項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

全部改正〔平成一七年条例一七号〕、一部改正〔平成二八年条例一四号〕

(公表)

第三十九条 知事は、事業者が第十三条第二項の規定による立証の要求に応じないとき、第二十一条の二第二項の規定による資料の提出の要求に応じないとき、第二十七条第二項の規定による出席の要求に応じないとき、又は第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応じず、調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは質問に対し陳述をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の証拠若しくは資料の提出、報告又は陳述をしたときも、同様とする。

2 知事は、事業者が第十四条、第二十条第二項、第二十二条第一項又は第二十五条第一項若しくは第二項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

追加〔平成一七年条例一七号〕、一部改正〔平成二八年条例一四号〕

(国に対する措置要請等)

第四十条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 知事は、この条例に定める施策を実施するに当たり必要があると認めるときは他の地方公共団体に対し協力を求め、他の地方公共団体からその実施する消費生活に関する施策について協力を求められたときはその求めに応ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例一七号・二八年一四号〕

(委任)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例一七号・二八年一四号〕

附 則

1 この条例は、平成八年五月三十日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第十七号）

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第十二号）

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第十四号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

さいたま市消費生活条例

自治体

埼玉県 さいたま市

見出し

第10編：市民生活
第9章：消費者保護

例規番号

平成18年3月23日 条例第25号

制定日

平成18年3月23日

統一条例コード

111007-00393295

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○さいたま市消費生活条例

平成18年3月23日

条例第25号

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 消費生活に関する施策

第1節 安全の確保(第10条—第13条)

第2節 不適正な取引行為の禁止(第14条—第17条)

第3節 生活関連物資の安定供給の確保(第18条—第20条)

第4節 表示等の適正化(第21条—第23条)

第5節 消費者の自主的活動への支援(第24条—第27条)

第6節 消費者被害の救済(第28条—第30条)

第3章 立入調査、公表等(第31条—第33条)

第4章 さいたま市消費生活審議会(第34条—第38条)

第5章 補則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差並びに社会経済情勢の変化にかんがみ、市民の消費生活に関し、市、事業者及び消費者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、市の実施する施策について必要な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 前条の目的を達成するために、市、事業者及び消費者は、その相互の理解と協力の下に、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとする。

(1) 消費生活において、商品(事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、第7条、第14条(第7号を除く。)、第15条第2項、第21条、第22条第1項及び第23条第3項において同じ。)又はサービスによって、生命、身体及び財産を侵されない権利

(2) 消費生活において、商品又はサービスについて、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利

(3) 消費生活において、商品又はサービスについて、適正な表示等に基づいて選択をする権利

(4) 消費生活を営む上で必要な情報が明確かつ速やかに提供される権利

(5) 消費生活に関する必要な知識を修得し、及び消費者教育を受ける権利

(6) 消費生活に関する市の施策及び事業者の事業活動に、消費者の意見が十分に反映される権利

(7) 消費生活において、商品若しくはサービス又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から、適切かつ迅速に救済される権利

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市を取り巻く社会的及び経済的情況に応じた消費生活に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、消費生活に関する施策の実施及び推進に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

2 事業者は、消費者との取引における公正を確保するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

- 3** 事業者は、法令を遵守するとともに、市が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。
- 4** 事業者は、その事業活動に関し、自主基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 5** 事業者は、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供するとともに、消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めなければならない。
- 6** 事業者は、事業活動に際して知り得た消費者に係る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。
- 7** 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、前条に規定する事業者の責務の遂行に寄与し、事業者と消費者との間の信頼関係の構築に努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、第2条に規定する消費者の権利の確立のために、消費生活に関して、自ら進んでその必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することができるよう努めるものとする。

2 消費者は、市が実施する消費生活に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 消費者は、商品又はサービスの選択等に当たっては、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活において、商品又はサービスについての適正かつ公正な取引の実現を目指すとともに、消費者が消費者の権利を確立するための支援を行うよう努めるものとする。

(国又は他の地方公共団体との相互協力等)

第8条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、市民の消費生活の安定と向上を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者等に対し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費生活に関する総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費生活に関する施策を推進するために重要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、審議会(第34条に規定する審議会をいう。第22条第2項、第29条、第30条第1項第3号及び第33条第3項において同じ。)に諮るものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 消費生活に関する施策

第1節 安全の確保

(事業者による安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害等を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品又はサービスを消費者に供給してはならない。

2 事業者は、その商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害等を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかになったときは、当該事実の公表、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収等消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(危害等に関する調査等)

第11条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害等を及ぼす疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスが安全であることの立証を求めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の調査又は前項の立証の結果を公表するものとする。

(危害等の防止のための勧告)

第12条 市長は、前条第1項の調査又は同条第2項の立証の結果、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害等を及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害等を防止するため必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他消費者の生命、身体又は財産に対する危害等を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(危害等の防止のための緊急措置)

第13条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に重大な危害等を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該商品又はサービスの名称、当該商品又はサービスを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表するものとする。

第2節 不適正な取引行為の禁止

(不適正な取引行為の禁止)

第14条 事業者は、消費者との間で行う商品又はサービスの取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。

(1) 消費者に対し、取引の意図を隠し、商品若しくはサービスの内容、取引条件、取引の仕組み等に関し重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は

将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を送信することにより消費者に迷惑を覚えさせ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

(5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

(6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行をいたずらに遅延させ、若しくは不当に拒否する行為

(7) 商品若しくはサービスを供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

(不適正な取引行為に関する調査等)

第15条 市長は、前条に規定する不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるとときは、当該取引行為について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを取引する事業者に対し、当該取引行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。

3 市長は、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、第1項の調査の経過及び結果並びに前項の資料の内容を公表するものとする。

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

(不適正な取引行為の改善勧告等)

第16条 市長は、事業者が 第14条に規定する不適正な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引行為を是正するよう指導し、及び改善するよう 勧告することができる。

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第17条 市長は、事業者の不適正な取引行為により多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該不適正な取引行為を行った事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表するものとする。

第3節 生活関連物資の安定供給の確保

(生活関連物資の調査等)

第18条 市長は、消費者との関連が高く、又は経済上重要な物資(以下「生活関連物資」という。)について、必要に応じて、価格の動向、需給の状況及び流通の実態を調査するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による調査の結果を公表するものとする。

(生活関連物資の供給の協力要請)

第19条 市長は、生活関連物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活関連物資に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

(生活関連物資に係る緊急措置)

第20条 市長は、生活関連物資が不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資に係る事業者に対し、適正な価格で販売するよう勧告することができる。

2 市長は、生活関連物資に係る事業者が買占め又は売惜しみにより当該生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、適正な価格で売り渡すよう勧告することができる。

第4節 表示等の適正化

(表示等の適正化)

第21条 事業者は、その取引する商品又はサービスについて、次に掲げる事項の積極的な推進に努めるものとする。

- (1)** 消費者が不利益を被ることのないよう適正な計量をすること。
- (2)** 消費者が選択等を誤ることがないよう、品質その他の内容並びに事業者の住所及び氏名又は名称を適正に表示すること。
- (3)** 消費者が選択等を誤ることがないよう、価格及び質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を適正に表示すること。
- (4)** 消費者と取引した後の保証内容その他の表示すべき内容を適正に表示すること。
- (5)** 自動販売機その他これに類する機械により供給するに当たり、その内容及び取引条件並びに当該事業者との連絡に関し必要な事項を表示すること。

(6) 使用又は利用の方法によっては消費者の生命、身体又は財産に危害等が発生するおそれがある場合において、当該危害等の具体的な内容及びその発生を防止するための使用又は利用の方法を表示すること。

(7) 環境の保全に配慮するため、再利用又は再生利用が可能なものにおけるその方法及び廃棄に際して特別な注意を払う必要があるものにおけるその廃棄の方法を表示すること。

(8) 消費者が誤認し、又は消費者の負担が増大することのないようにするため、過大又は過剰な包装(容器を用いる包装を含む。)を行わないこと。

(9) 消費者が選択等を誤ることがないよう、適正な広告を行うこと。

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

(基準の策定)

第22条 市長は、表示等の適正を確保するため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて事業者が遵守すべき表示等の基準を定めることができる。

2 市長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

3 市長は、第1項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の基準の変更又は廃止について準用する。

(基準の遵守義務等)

第23条 事業者は、前条第1項の基準を遵守しなければならない。

2 市長は、事業者が前条第1項の基準に違反している疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

3 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを取引する事業者に対し、当該商品又はサービスの表示等に関する資料の提出を求めることができる。

4 市長は、第2項の調査又は前項の規定による資料の提出の結果、事業者が前条第1項の基準に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、当該基準を遵守するよう指導し、及び勧告することができる。

5 市長は、第2項の調査により被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、必要な情報を公表するものとする。

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

第5節 消費者の自主的活動への支援

(情報の提供等)

第24条 市は、消費者が自主的かつ合理的に消費生活を営むことができるようするため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第25条 市は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することができるようするため、消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、生涯にわたる教育に係る施策を推進するものとする。

2 市は、消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援をするための必要な条件の整備を行うものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第26条 市は、消費生活において、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市長への申出)

第27条 市民は、この条例の規定に基づく消費生活に関する施策が十分に講じられていないため、広く消費者の利益が侵害され、又はそのおそれがあると認めるときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、当該申出の内容並びに当該調査の経過及び結果を公表するものとする。

第6節 消費者被害の救済

(相談又は苦情の処理)

第28条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の相談又は苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該相談又は苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該相談又は苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

(あっせん及び調停)

第29条 市長は、消費者からの苦情を解決することが困難であるときその他必要があると認めるときは、当該苦情を審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定によりあっせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

(訴訟の援助)

第30条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者(以下この条において「被害者」という。)が、当該事業者を相手として訴訟を提起する場合又は当該事業者から訴訟を提起された場合で、次に掲げる要件(市民の消費生活に特に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、第1号に掲げる要件は除く。)のいずれにも該当する場合には、当該被害者に対し当該訴訟に必要な資金(以下この条において「訴訟資金」という。)の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 前条第1項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。

(2) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。

(3) 審議会において、当該訴訟を援助することが適当であると認めたものであること。

(4) 当該被害者が訴訟資金の貸付けの申込みの日前3月以上引き続き市内に住所を有していること。

2 市長は、前項の規定による訴訟資金の貸付けを受けた者が、当該訴訟の結果、当該訴訟の相手方から金銭を得られないこととなったとき、当該訴訟の相手方から得られることとなった金銭の額が当該訴訟資金の貸付金の額に満たないときその他特に必要があると認めるときは、当該訴訟資金の貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による訴訟資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 立入調査、公表等

(立入調査等)

第31条 市長は、第11条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第23条又は第27条第2項に規定する権限を行使するために必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入らせ、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(意見陳述の機会の付与)

第32条 市長は、第12条、第16条、第20条第1項若しくは第2項又は第23条第4項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見陳述に応じないとき、緊急のとき又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(公表)

第33条 市長は、事業者が第11条第2項の規定による立証の要求に応じないとき、第15条第2項及び第23条第3項の規定による資料の提出の要求に応じないとき、第29条第2項の規定による出席若しくは資料の提出の要求に応じないとき又は第31条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応じず、調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは質問に対し陳述をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の証拠若しくは資料の提出、報告又は陳述をしたときも、同様とする。

2 市長は、事業者が第12条、第16条、第20条第1項若しくは第2項又は第23条第4項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

(一部改正〔平成26年条例31号〕)

第4章 さいたま市消費生活審議会

(設置)

第34条 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第35条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定又は変更に関すること。
 - (2) 第22条第1項の規定による基準の設定、変更又は廃止に関すること。
 - (3) 第30条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否の認定に関すること。
 - (4) 第33条第1項及び第2項の規定による公表の適否に関すること。
- 2 審議会は、第29条第1項の規定によるあっせん及び調停を行うものとする。
- 3 審議会は、消費生活に関し重要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第36条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 公募により募集した者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第37条 審議会は、第29条第1項の規定によるあっせん又は調停を行わせ、及び第30条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否の認定について審議させるため、消費者被害救済部会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、特定事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第38条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(一部改正〔平成22年条例1号・27年1号〕)

第5章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第31号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成**27**年**4**月**1**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

越谷市民の消費生活を守る条例

自治体

埼玉県 越谷市

見出し

第9編：産業経済
第3章：商工

例規番号

昭和50年12月24日 条例第50号

制定日

昭和50年12月24日

統一条例コード

112224-27114073

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月27日

収集日

令和3年7月19日

○越谷市民の消費生活を守る条例

昭和50年12月24日

条例第50号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止(第5条・第6条)

第2節 計量の適正化(第7条)

第3節 表示の適正化(第8条—第10条)

第4節 包装の適正化及び資源等の有効利用等(第11条—第14条)

第5節 苦情の処理(第15条・第16条)

第3章 生活必需物資に関する措置(第17条・第18条)

第4章 消費者保護協定(第19条)

第5章 消費者啓発及び組織化の推進等(第20条—第22条)

第6章 消費者保護委員会(第23条—第30条)

第7章 指導、勧告及び公表等(第31条—第34条)

第8章 雜則(第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益を擁護及び増進することにより、消費者主権を確立するため、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市の実施する施策について必要な事項を定め、もつて市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の権利保護及び利益の増進に関し必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、市民の消費生活に提供する商品及び役務(以下「商品等」という。)について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、市が実施する消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第4条 消費者は、消費者の権利を生かし、利益の増進を図るため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図ることによつて、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の提供の禁止)

第5条 事業者は、消費者の生命、身体又は生活環境に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品等又は消費者に著しく不利益を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)を提供してはならない。

2 事業者は、消費者に提供した商品等が欠陥商品等であることが明らかになつたときは、直ちにその欠陥商品等の発表、回収、改善その他安全の確保及び品質等の向上のため必要な措置を講じなければならない。

(不安商品に関する措置)

第6条 市長は、社会的に安全性が確定されていない商品(以下「不安商品」という。)について、各種の情報を収集することとともに、必要な検査又は調査を行うものとする。
2 市長は、前項に規定する検査又は調査を行うにあたつて必要があると認めるときは、不安商品を提供している事業者に対して関係資料の提出を求めることができる。

3 市長は、不安商品の検査又は調査の結果を消費者に公表することができる。
4 市長は、必要があると認めるときは、不安商品の製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置をとるよう、すみやかに国、県及び関係業界等に要請するものとする。 第**2**節 計量の適正化

(計量の適正化)

第7条 事業者は、消費者との間の取引に際し、消費者の不利益となるような計量を行つてはならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

第**3**節 表示の適正化

第**8**条 削除

(価格表示)

第9条 事業者は、消費者が商品の購入及び役務の利用に際し、商品等の選択を誤ることがないようにするため、商品等の販売単位又は提供単位及び価格を見やすい箇所に 表示しなければならない。

(単位価格表示)

第10条 小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の商品選択に資するため、規則で定める商品について、その価格及び長さ、量目又は体積等を表示するとともに規則で定める基準量及びその価格を表示しなければならない。

第**4**節 包装の適正化及び資源等の有効利用等

(過大包装の禁止)

第11条 事業者は、消費者包装(消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。)について、消費者に内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装(以下「過大包装」という。)をしてはならない。

2 前項の過大包装に関し、事業者が遵守すべき事項は、規則で定める。

(消費者包装の安全性の確保)

第12条 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないようにするため、消費者包装の安全性を確保しなければならない。

(資源等の有効利用)

第13条 市長は、消費者に対し、資源及びエネルギー(以下「資源等」という。)に関する知識の普及を図り、資源等を節約する意識を高めるとともに、資源等の有効利用に関する必要な施策を講じなければならない。

(アフターサービスの徹底)

第14条 事業者は、消費者に提供する商品等について、消費者に提供後の保証、修理、回収等のサービスの内容を明示するとともに、その徹底を図らなければならない。

第5節 苦情の処理

(苦情の処理)

第15条 事業者は、自ら又は共同して、消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理体制を整備拡充し、消費者からの商品等に関する苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、消費生活相談所の設置等苦情処理機関を整備拡充し、消費者からの商品等に関する苦情相談を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(苦情のあつせん、調停)

第16条 市長は、前条第2項に規定する苦情処理機関で処理できないもの又は苦情者若しくは被害者が多数あり画一的に処理すべきもの等必要があると認めるときは、消費者保護委員会にその苦情の処理のあつせん、調停に付することができる。

第3章 生活必需物資に関する措置

(情報の収集及び公表等)

第17条 市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資(以下「生活必需物資」という。)について、その価格及び需給等に関する情報を収集し、必要があると認るときは消費者に公表するものとする。

2 事業者は、前項の情報収集に協力しなければならない。

(生活必需物資の確保等)

第18条 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対して当該生活必需物資の供給を要請し、又は価格の安定について協力を要請する等必要な措置を講じなければならない。

第4章 消費者保護協定

(消費者保護協定の締結等)

第19条 市長は、消費者行政の推進にあたつては、事業者の自主的な努力による改善を促進するとともに、消費者の保護及び物価の安定並びに良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者の団体との間に協定(以下「消費者保護協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、消費者保護協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

第5章 消費者啓発及び組織化の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第20条 市長は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるよう消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実を図るため必要な施策を講じなければならない。

(組織化の推進)

第21条 消費者は、相互に連携し、組織化を進めるとともに、その意見、要望等を集約し、国、県及び関係業界等に反映するように努めなければならない。

2 市長は、消費者の自主的な組織化及び行動が確保されるように必要な施策を講じなければならない。

(消費者意見の反映)

第22条 市長は、消費者行政の推進にあたつては、モニター制度を活用する等消費者の意見の反映に努めなければならない。

第6章 消費者保護委員会

(設置)

第23条 消費者行政の円滑な推進を図るため、市長の附属機関として消費者保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 委員会は、消費者行政に関する次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 第10条及び第11条第2項に規定する規則で定める商品、事業者、基準量又は事業者が遵守すべき事項の設定に関して意見を述べること。

(2) 第16条に規定する苦情の処理のあつせん、調停を行うこと。

(3) 第19条に規定する消費者保護協定の締結、変更又は解除に関して意見を述べること。

(4) 第32条第3項に規定する公表又は第33条第1項及び第2項に規定する不適正な事業行為に対する勧告及び公表に関して意見を述べること。

(5) その他消費者行政に関する重要事項を調査、審議すること。

(組織)

第25条 委員会は、委員13人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人

(2) 消費者 7人

(3) 事業者 4人

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第27条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第29条 委員会は、その権限に属する特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長及び委員長の指名する委員並びに臨時委員をもつて組織する。
- 3 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは解任されるものとする。
- 5 前条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第30条 委員会の庶務は、市民協働部くらし安心課において所掌する。

第7章 指導、勧告及び公表等

(不適正な事業行為の調査)

第31条 市長は、法令に特別の定めがあるもののほか、事業者が第5条第1項、第7条第1項、第9条、第10条及び第11条第1項の規定に違反する事業行為又は第11条第2項に規定する規則で定める事項に違反する事業行為(以下「不適正な事業行為」という。)を行っているおそれがある場合は、その実態を調査することができる。

(調査の協力要請等)

第32条 市長は、不適正な事業行為を行っているおそれがある場合、又は苦情の処理のあつせん、調停を行う場合において、調査のために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又は関係職員を当該事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査等」という。)について協力を求めることができる。

- 2 市長は、前項の協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査等の協力を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面によりあらためて資料の提出又は立入調査等について協力を求めるものとする。

- 3 市長は、事業者が前項の協力要請を拒んだときは、これに応ずるよう勧告し、必要に応じてその経過を公表することができる。

(是正等の勧告及び公表等)

第33条 市長は、第5条第2項に規定する必要な措置を講じないとき、又は不適正な事業行為が行われたと認めるとき、又は事業者が苦情の処理のあつせん、調停に応じないときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるよう、又は不適正な事業行為を是正するよう、又は苦情の処理のあつせん、調停に応ずるよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の勧告を拒んだときは、事実を公表することができる。

(他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、不適正な事業行為を行つていると認められる事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、当該区域の地方公共団体の長に対し、必要に応じてその状況を通知し、是正の協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長から、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、協力しなければならない。

第8章 雜則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して**6月**を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(昭和54年条例第24号)抄

1 この条例は、昭和**55年4月1日**から施行する。

附 則(平成3年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成**3年10月1日**から施行する。

附 則(平成9年条例第2号)

この条例は、平成**9年4月1日**から施行する。

附 則(平成12年条例第30号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第58号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成**18年4月1日**から施行する。

附 則(平成27年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成**28年4月1日**から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

草加市いきいき消費生活条例

自治体

埼玉県 草加市

見出し

第9編：市民生活
第7章：消費生活

例規番号

平成19年3月20日 条例第12号

制定日

平成19年3月20日

統一条例コード

112216-99316820

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月14日

収集日

令和3年7月19日

○草加市いきいき消費生活条例

平成19年3月20日

条例第12号

草加市消費者保護条例(昭和53年条例第18号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 消費者の権利支援(第10条—第19条の2)

第3章 草加市消費生活審議会(第20条—第28条)

第4章 調査、指導、勧告等(第29条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費者としての権利の尊重及びその自立の支援をするため、消費者の権利並びに市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、市の実施する施策の基本的な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 消費者に対して消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- (5) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため自主的に組織する団体をいう。
- (6) 取引 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(消費者の権利)

第3条 第1条に規定する目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- (1) 商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されない権利
- (2) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)について適正な表示を求める権利
- (3) 適正な取引環境の下で取引を行う権利
- (4) 取引により不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- (5) 消費生活に必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利
- (6) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適正に反映される権利
- (7) 自立して消費生活を営むために必要な学習の機会が提供される権利

(消費者の役割)

第4条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活について必要な知識を習得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図る等自主的かつ合理的に行動するよう努め、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たさなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者及びその団体は、第1条に規定する目的を達成するため、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を考慮し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 商品等を提供するに当たって、消費者の安全を確保すること。
 - (2) 商品等の品質の向上を図り、商品等を適正な価格で提供し、及び公正な取引を行うこと。
 - (3) 消費者との取引に際して、商品等の選択に必要な情報を消費者に提供し、並びに消費者の知識及び財産の状況等に配慮し、公正かつ自由な競争に努めること。
 - (4) この条例及びその他関係法令を遵守するとともに、苦情処理体制の整備を図り、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。
 - (5) 本市の実施する施策に協力すること。
- 2 事業者及びその団体は、その提供する商品等に関して環境の保全に配慮するとともに、その事業活動について消費者の意見を反映させて、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- (平22条例9・一部改正)
(市の責務)

- 第6条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。
- (1) 消費者の権利の尊重とその自立支援に関する必要な施策を策定し、及び実施すること。
 - (2) 消費者の安全の確保に関する必要な施策を策定し、及び実施すること。
 - (3) 施策の策定及び実施に当たっては、消費者、事業者等の意見及び提案を反映するよう努めること。
 - (4) 消費者の自主的な組織の支援に努めること。
- (平22条例9・一部改正)
(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、第1条に規定する目的を達成するため、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

2 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境への配慮)

第8条 市は、消費生活が環境の保全に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

(消費者教育の推進)

第9条 市は、消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費生活に関する 教育の充実を図るため、必要な施策を講じなければならない。

第2章 消費者の権利支援

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を侵し、又は侵すおそれのある商品等を提供してはならない。

2 事業者は、商品等について危害の防止、品質等の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その商品等が危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその危険商品等の公表、回収、改善その他安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(表示の適正化)

第11条 事業者は、消費者が商品等の購入又は使用に際し、その内容等を誤認することを防止するため、当該商品等の品質、供給単位、単位価格、量目、価格、製造年月日、取扱方法、取引方法等その他必要な事項を、見やすい場所に適正に表示するよう努めなければならない。

2 市長は、必要のあるときは、表示に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(計量の適正化)

第12条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(包装等の適正化)

第13条 事業者は、商品等の内容を誇張し、又は廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装及び容器の使用をしないよう努めなければならない。

2 市長は、必要のあるときは、商品の包装及び容器に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(保証、修理等の徹底等)

第14条 事業者は、商品等について消費者に提供後の保証、修理、回収等(以下「保証、修理等」という。)の内容を明示するとともに、その徹底を責務とする。

2 市長は、必要のあるときは、保証、修理等に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(不当な取引行為の禁止)

第15条 事業者は、消費者と取引を行う場合は、次に掲げる行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- (1)** 次に掲げる不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ア 取引の意図を隠して接近し、又は取引に関して重要な情報を提供しないこと。
イ 誤解を生じさせるおそれのある情報を提供すること。
ウ 長時間にわたって執ように取引をするよう勧誘すること。
エ 心理的不安に陥れて取引を勧誘すること。

オ 電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信すること。

- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 契約に基づく債務の履行を不当に要求し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な理由に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消し(以下「取消等」という。)について、次に掲げる行為

ア 取消等を妨げる行為

イ 取消等によって生じる債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

ウ 契約が取消等になったにもかかわらず、再度取引を勧誘する行為

- (5) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約行為について、次に掲げる行為

ア 不当な契約の締結を勧誘し、又は締結させる行為

イ 不当な手段で債務の履行を迫り、又は履行させる行為

ウ 明らかに消費者の所得に見合わない契約を複数回にわたって締結させる行為

(生活必需物資の調査等)

第16条 市長は、必要に応じ市民の消費生活に密接な関連性を有する物資(以下「生活必需物資」という。)について、流通機構の実態を調査するとともに、価格の動向及び需要の状況に関する情報の収集に努め、その結果を消費者に提供するものとする。

(生活必需物資の供給等の要請)

第17条 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はそのおそれがあると認めたときは、事業者に対し、生活必需物資の供給等その確保及び適正な価格の維持に必要な措置を講じるよう要請することができる。

(消費生活協定の締結等)

第18条 市長は、消費者行政の推進に当たって、消費者の信頼を確保するための事業者の自主的な取組を促進するとともに、消費者の権利の尊重、物価の安定及び良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者の団体との間に協定(以下「消費生活協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、消費生活協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

(苦情の処理)

第19条 消費者は、商品等の内容の欠陥及び商品等の取引により著しく不利益を受け、又は受けるおそれのある場合、市長にあっせんその他適当な措置をとることを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出について、次条に規定する草加市消費生活センターにおいて専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、必要があると認めたときは、速やかにあっせんその他適切な措置をとるものとする。

4 市長は、第1項の規定による申出について、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず解決することが困難で、かつ、消費者に著しい影響が生じ、又は生じる可能性があると認めるもの(以下「紛争」という。)を草加市消費生活審議会の調停に付すことができる。

(平22条例9・一部改正)

(消費生活センター)

第19条の2 市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条第2項の規定により、草加市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

2 消費生活センターは、前項の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

(1) 法第8条第2項各号に掲げる事務

(2) その他市長が必要と認める事務

3 法第10条の2第1項に規定する条例で定める消費生活センターの組織及び運営等に関する事項は、規則で定めるところによる。

(平22条例9・追加、平27条例37・一部改正)

第3章 草加市消費生活審議会

(設置及び所掌事項)

第20条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、草加市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、消費生活に関し必要な事項を調査審議すること。

(2) 第19条第4項に規定する紛争の調停をすること。

(3) 第33条第2項に規定する公表について意見を述べること。

(4) 消費生活に関する重要事項について、市長に意見を述べること。

(組織)

第21条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 消費者

(3) 事業者

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第**24**条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(紛争調停小委員会)

第**25**条 会長は、審議会に付託された紛争の調停を行うため、審議会に会長が指名する**3**人以上の委員で組織する紛争調停小委員会を置くことができる。

(関係者の出席)

第**26**条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第**27**条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第**28**条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 調査、指導、勧告等

(消費生活モニター)

第**29**条 市長は、商品等の品質、量目、包装、価格、サービスの内容等について調査し、並びに消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置くものとする。

(市長に対する申出)

第**30**条 消費者は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める市の措置が講じられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、市長に対しその旨を申し出て、必要な措置をとるよう求めることができる。

(不適正な事業行為等の調査)

第**31**条 市長は、事業者が次に掲げる行為(以下「不適正な事業行為等」という。)を行い、若しくは行うおそれがあると認めたとき、又は前条に規定する消費者からの申出があったときは、その実態を調査し、改善指導その他必要な措置をとるものとする。

(1) 商品又はサービスにより消費者の生命、身体又は財産を侵す行為

(2) 第**11**条から第**14**条までの規定により定めた基準又は事業者が遵守すべき事項に違反する行為

(3) 第**15**条に規定する不当な取引行為

(立入調査等)

第32条 市長は、法第23条第2項の規定により、法の施行に必要な限度において、市内に事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下「事務所等」という。)が所在する事業者に対し、報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所等に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において物品を集取させることができる。ただし、物品を集取するときは、時価によってその対価を支払わなければならぬ。

2 市長は、第19条第3項又は第4項の規定によりあっせん等を行う場合において、調査のため必要があると認めたときは、当該事業者に対し、関係資料の提出を求める又はその職員をして当該事業者の事務所等に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を要請することができる。

3 市長は、前項に規定する協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査への協力を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により、改めて資料の提出又は立入調査について協力を要請するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により立入調査、質問又は物品の集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平22条例9・一部改正)
(是正等の勧告及び公表)

第33条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し不適正な事業行為等を是正し、あっせん等又は要請に応ずるよう勧告することができる。

(1) 第17条又は前条第2項に規定する要請に応じないとき。

(2) 第19条第3項の規定によるあっせん等が不調のとき。

(3) 事業者による不適正な事業行為等が行われたと認められるとき。

2 市長は、事業者に対し前項の規定による勧告をしたときは、その経過及び事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、不適正な事業行為等を行っていると認められる事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、国又は当該区域の地方公共団体の長に対し、必要に応じその状況を通知し、是正の協力を要請するものとする。

2 市長は、国又は他の地方公共団体の長から、法令に定めるもののほか、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為等の是正の協力又は情報の提供の要請があったときは、協力するものとする。

(平22条例9・一部改正)
(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成**19**年**10**月**1**日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に草加市消費者保護条例第**22**条の規定により委嘱された委員は、第**21**条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、同条例第**22**条の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成22**年条例第**9**号)**

この条例は、平成**22**年**4**月**1**日から施行する。

附 則(平成27**年条例第**37**号)**

この条例は、平成**28**年**4**月**1**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

狭山市消費者保護条例

自治体

埼玉県 狹山市

見出し

第4類：行政通則
第7章：消費生活

例規番号

昭和50年3月29日 条例第4号

制定日

昭和50年3月29日

統一条例コード

112151-15369356

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月1日

収集日

令和3年7月18日

○狭山市消費者保護条例

昭和50年3月29日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するにあたつては、必要に応じ、国及び県の施策等との連絡調整に努めるものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努め、市が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第4条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第5条 市は、商品及び役務に関する危害の防止等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実するために必要な施策を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第6条 市は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 市は、消費者の保護に関する情報を収集し、これを消費者に提供するものとする。

(国又は県への要請)

第8条 市は、前条の規定により収集した情報を分析し、消費生活の安定のため必要と認める事項について国又は県に対し適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成11年条例7号〕)

附 則

この条例は、昭和**50年4月1日**から施行する。

附 則(昭和55年5月13日条例第22号)

この条例は、昭和**55年6月1日**から施行する。

附 則(昭和63年1月8日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和**63年4月1日**から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第7号)

- 1 この条例は、平成**11**年**6**月**1**日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和**31**年条例第**14**号)の一部を次のように改正する。

別表消費生活安定審議会委員の項を削る。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

秩父市消費生活条例

自治体

埼玉県 秩父市

見出し

第3編：執行機関
第1章：市長部局
第7節：住民

例規番号

平成27年6月17日 条例第38号

制定日

平成27年6月17日

統一条例コード

112071-92726236

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月30日

収集日

令和3年7月19日

○秩父市消費生活条例

平成27年6月17日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費生活に関し、市及び事業者の果たすべき責務、消費者及び消費者団体の果たすべき役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の消費者としての権利の尊重及びその自立の支援を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(消費者の権利の確立)

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- (1) 商品又は役務により生命、身体又は財産が侵されない権利
- (2) 商品又は役務について適正な表示に基づいて選択する権利
- (3) 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- (4) 商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- (5) 消費生活に必要な情報が明確かつ速やかに提供される権利
- (6) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
- (7) 消費者教育を受ける機会が提供される権利

(市の責務)

第3条 市は、社会的及び経済的状況に応じた消費生活に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者としての市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努め、市が実施する消費生活に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動することにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

(環境への配慮)

第7条 市は、消費生活が環境の保全に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、商品又は役務の提供に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用に努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費者教育の充実を図るため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の消費者教育は、消費者が修得した知識を適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

第9条 事業者は、消費者と取引を行う場合は、次に掲げる行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 次に掲げる不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ア取引の意図を隠して接近し、又は取引に関して重要な情報を提供しないこと。

- イ 誤解を生じさせるおそれのある情報を提供すること。
- ウ 長時間にわたって執ように取引をするよう勧誘すること。
- エ 心理的に不安な状態に陥れて取引をするよう勧誘すること。
- オ 電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信すること。

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 契約に基づく債務の履行を不当に要求し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(不当な取引行為に関する調査、指導及び勧告)

第10条 市長は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(苦情の処理)

第11条 市長は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第12条 市長は、消費生活に関する情報を収集し、これを消費者に提供するものとする。

(国又は県への要請)

第13条 市長は、前条の規定により収集した情報を分析し、消費生活の安定のため必要と認める事項について国又は県に対し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト